

〔議会事務局 所管〕

01010106 議会研修等事務

予算書P. 37

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,156	4,453	△ 297	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,156	4,453	△ 297	

【背景(なぜ始めたのか)】

議員が、先進的な施策に取り組んでいる自治体を視察研修し、その成果等を市の行政運営の向上に反映させるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

行政の課題が高度化、専門化する中、それに対応するため先進地などの所管事務調査を積極的に行い、政策立案能力や審議能力の向上を図る。また、他の自治体の現状と比較することで、本市の状況を客観的に判断する。各委員会所管の調査研究を行い、先進的な考えを学び、地方自治の課題研究に取り組むことにより、行政施策に対する認識を深め、市民のための施策向上も図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会運営委員会、総務教育常任委員会、都市経済常任委員会、保健福祉常任委員会、特別委員会等が先進地視察を行う。

研修内容を充実させ研修の目的を達成するため、先進地への交通手段を飛行機や鉄道（新幹線）も利用できるようにする。

1 旅費 3,797千円（費用弁償：宿泊費・交通費 特別旅費：職員旅費・交通費）

2 委託料 348千円（視察研修バス運行業務）

01010107 会議録作成事業

予算書P. 37

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,001	6,085	△ 84	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,001	6,085	△ 84	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第123条第1項の規定に基づき会議録を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議会の公文書として、会議の経過及びその内容についての事実を証拠として記録し、永年保存する。また、市議会ホームページ等で情報を発信することで、市民に市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜会議録作成＞

本会議の会議録は、年4回の定例月議会及び臨時議会で作成する。委員会は、開催ごとに製本しているが、同月開催の場合は1冊にまとめている。

会議録は、議会事務局、議会図書室、中央図書館、各公民館図書室で閲覧可能である。

＜会議録検索システム＞

会議録は、インターネットでも閲覧できるようになっており、本会議の会議録は平成16年分から、委員会は平成24年分から閲覧可能である。

01010108 議会広報事業

予算書P. 37

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,362	4,446	△ 84	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,362	4,446	△ 84	

【背景(なぜ始めたのか)】

議会における議案の審議状況や一般質問の内容を市民に周知することを目的に、昭和51年から発行している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市議会に対する要望等多様化しており、開かれた議会が求められる中、定例月議会及び臨時議会の内容を議会広報紙に掲載し発行している。併せて議会録画映像をインターネット上に配信することで、市議会の運営・活動状況を広く市民に情報提供し、市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

議会広報紙を年4回(5月、8月、11月、2月)発行している。

広報広聴特別委員会において、発行の都度、編集会議(協議会)を開催し、掲載記事の企画やページ構成、紙面のデザイン・レイアウト等についての確認を行い、原稿を作成している。

令和6年度からは、委託事業者も編集会議に出席し、会議の結果を踏まえて、委託事業者において紙面のデザイン・レイアウト等の案を作成している。

1 需用費 2,692千円

議会だより印刷製本費 27.8円×22,000部×1.10×4回=2,691,040円

2 委託料 1,670千円

議会映像配信 379,500円×4回×1.10=1,669,800円

〔市長公室 秘書課 所管〕

02010301 広報活動事業

予算書P. 49

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,339	14,913	1,426	
国庫支出金	0	21	△ 21	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,380	900	480	広報もりや広告掲載料
一般財源	14,959	13,992	967	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の施策やイベント、市内での出来事等の市政情報を広く市民に周知する責務があるため、広報もりや及びSNS等を通じて市民に情報を提供する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広報紙等による各種行政情報の発信により、市民に対して必要かつ適切な行政サービスを受けていただくとともに、各種イベント等へ参加を促すことで、行政に対する関心と市政への参加意識の向上を図る。

また、市民団体や市内事業者等による様々な活動を紹介することで、読者である市民に守谷への愛着を高め、シビックプライドの醸成につなげていく。

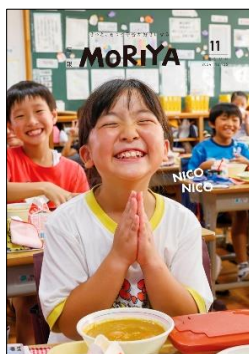
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜広報もりやの発行＞

毎月1回10日に発行し、市政情報や市の魅力を市民に発信する。広報紙では、毎号実施している読者アンケートから市民ニーズを把握し、市民活動や市に縁のある方の紹介など市の魅力を発掘するとともに、市からの情報をより分かりやすく伝える特集記事や連載記事を掲載する。このような編集方針により、市民が手に取り、読んでみたくなる広報紙の制作を目指していく。

＜SNSによる情報発信＞

市公式SNS (X、Instagram、Facebook、YouTube) を利用して、市内外へ効果的に情報を発信する。SNSは、写真の多用や動画の掲載が可能であり、ハッシュタグ (見出し語) を使用することで訴求性を高められるなどの利点があることから、これらを活用して守谷市を積極的にPRしていく。



広報もりや表紙・特集・連載企画

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,483	15,068	△ 5,585	
国庫支出金	1,285	2,307	△ 1,022	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	186	233	△ 47	オリジナルグッズ売払代
一般財源	8,012	12,528	△ 4,516	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、市への誇りや共感を持つ人を増やしていくため、平成26年度に事業を開始した。平成30年度には、守谷市シティプロモーション戦略プランを策定し、市のブランドメッセージを設定。また、守谷の魅力をイラスト化した「守谷イメージ画」や「守谷市イメージキャラクター」により、市への愛着心の向上を図っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に向けて、市の魅力を発掘・発信することで、市に愛着を持っていただき、シビックプライドを醸成する。市外に向けても、市の魅力が分かりやすく伝わるよう費用対効果の高いPRを行う。

これにより、将来的にまちを発展させていく「担い手」の育成や転入者の増加等、まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開施策「関係人口創出と市内外に向けたプロモーション」に寄与する効果も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成30年度にシティプロモーション戦略プランを策定してから一定の期間が経過していることから、令和6年度に改定を検討したが、ブランドメッセージが浸透しており、一定の効果も見られることから、新たに戦略プランを策定するのではなく、「シティプロモーション実施方針」を定め、具体的なアクションプランは年度ごとに市を取り巻く状況等を踏まえて決定していくこととした。

また、市民による市民目線での市のPR活動が実践できるよう創設した市民記者「もりやPR社」のInstagramアカウントにより、令和7年度も継続して市民による魅力発信を進めていく。さらに、守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」による市のPRを進めていくため、着ぐるみの利用や地方創生交付金を活用した動画の制作、キャラクターグッズ制作・頒布などを行う。そのほか、シティプロモーションサイトで、守谷の魅力がより一層伝わるよう、随時コンテンツを制作し掲載していく。

守谷市ブランドムービーも、引き続きYouTube広告やポスターなどにより、守谷の魅力発信ツールとして視聴回数を増やせるよう活用していきたい。



守谷市ブランドムービー



こじゅまる絵本制作ワークショップ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,129	10,324	△ 1,195	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,882	2,046	△ 164	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	7,247	8,278	△ 1,031	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の情報を効率的かつ広く周知するため、情報発信において即時性を有し、大量の情報を発信することができる公式サイトを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市公式サイトを適切に管理・運用し、行政情報を適宜発信することにより、市民サービスの向上を図る。また、利用者ニーズを意識した情報発信を行い、定期的にサイト全体のリニューアルに取り組むことで、ウェブアクセシビリティの更なる向上やサイト内における課題の改善・見直しを行う。これにより、市内外の幅広い世代の利用者が必要な情報を自ら探し出せるよう情報を提供し、市に興味を持っていただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市公式サイト及びメールマガジン（メールもりや）の運用管理と情報発信を行う。

現在の公式サイトでは、AI技術を活用した「AIサイト内検索」や「AIチャットボット」、利用者が各質問に「はい」か「いいえ」で回答することで引越しや出生などのライフイベントに必要な手続を教えてくれる「MORIYA申請ナビ」を公式サイトから利用することができる。これにより、利用者満足度の向上や、問い合わせ件数の減少による職員の負担軽減を図る。今後も、公式サイトにおける市民ニーズの把握に努め、必要な改善に取り組めるようにする。

〔市長公室 企画課 所管〕

02010708 ヤクルト2軍施設進出に伴う地域活性化事業

予算書P. 58

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,084	0	2,084	
国庫支出金	1,043	0	1,043	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,041	0	1,041	

【背景(なぜ始めたのか)】

株式会社ヤクルト本社が、2027年1月完成を目標に東京ヤクルトスワローズ2軍施設を本市に建設している。県内初のプロ野球(NPB)球団施設の誕生を機に、市の魅力を向上させ、市内外に情報を発信することにより、地域の活性化と関係人口・交流人口の拡大を目指すことに至った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

東京ヤクルトスワローズ2軍施設を生かして、まちの魅力を向上させるとともに、市内外にプロモーション活動を展開して新たな関係人口・交流人口を創出することにより、市の発展に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

2027年の東京ヤクルトスワローズ2軍施設の開業に向けて市民の機運醸成を図るとともに、プロ野球球団という貴重な施設を生かして市の魅力の向上を図る。

令和7年度は、守谷駅及び駅周辺に設置する円柱シート・フラッグ等や総合公園に設置するマンホールデザインプレートなどの啓発用品を製作し、開業に向けて市民の機運醸成を図るとともに、球団職員(元プロ野球選手)による投げ方教室などを通じて地域との連携を図る。



R6.11月:東京ヤクルトスワローズによる投げ方教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,350	18,017	△ 667	
国庫支出金	2,600	2,641	△ 41	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	14,709	15,376	△ 667	守谷駅東口市有地利活用事業用地貸付料
一般財源	41	0	41	

【背景(なぜ始めたのか)】

当該地は、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業等により公共施設を整備する用地として確保されたが、施設の整備計画は周辺の開発状況を踏まえて策定することとして、これまでは暫定的に利用されてきた。当該地周辺においては、松並青葉地区の宅地販売など、駅周辺のまちづくりが新たな段階に入ったことから、平成26年3月に守谷市総合計画審議会に当該地の活用のあり方を諮問し、平成27年4月の答申により、民間活力により利活用を図る方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅東口市有地に居心地の良い公共的な空間や賑わい創出に資する施設等を整え、市内外からの幅広い年代層の人々が交流し、地域の課題解決を図るような活動を促すとともに、守谷市の住み良さを象徴するようなまちづくりに寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年4月に開業した施設を適切に運営・維持管理する。

- ・ランチ守谷（商業施設）は、運営事業者である大和リース（株）との事業用定期借地契約に基づき、引き続き貸付を継続する。
- ・ランチパーク守谷は、大和リース（株）へ維持管理業務を委託し、適切に管理するとともに、施設の修繕等が必要な場合は市で工事発注を行う。
- ・ランチパーク守谷におけるイベント実施等については、大和リース（株）と市で組成するランチパーク守谷活性化推進会が引き続き中心となり、主催事業を行う。また、施設利用の運用規約等の整備、必要備品の追加購入などサポート体制を充実させることで、様々なイベントを実施し守谷駅東口市有地での人々の交流や賑わいを創出していく。



R6.4月：開業2周年記念事業



R6.8月：夏祭りイベント

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	38,498	0	38,498	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	33,510	0	33,510	国勢調査経費
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,988	0	4,988	

【背景(なぜ始めたのか)】

統計法に基づく基幹統計調査として5年周期で実施するもの。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国内の人口及び世帯数等の実態を把握し、国及び地方公共団体の各種行政施策、企業、団体その他各方面で経営や研究のデータとして、活用される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年10月1日を基準日とし、市内に居住している全ての世帯を調査員が訪問し、調査票を配布する。回収はオンライン・郵送・調査員による訪問の3つの方法で行う。調査区数479・対象世帯約3万世帯について、指導員53人及び調査員343人で調査を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	525,016	394,317	130,699	
国庫支出金	219,378	100,000	119,378	社会資本整備総合交付金(公園)
県支出金	0	0	0	
地方債	180,000	180,000	0	総合公園新設事業債
その他	125,638	114,317	11,321	都市公園使用料、都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年4月から東京ヤクルトスワローズ2軍施設進出に向けた協議を進め、令和5年11月10日に「東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定書」を守谷市・ヤクルト本社・ヤクルト球団・茨城県の四者で締結した。また、市内の公園施設の課題として、日常的に利用できる公園や健康増進を目的とした公園が不足していること、屋内スポーツができる環境整備が必要であることから、2軍球場等を併設した総合公園の整備検討を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ヤクルト2軍球場等を併設した総合公園を整備し、市民のレクリエーションやスポーツを楽しむ環境づくりを目指し、市民の健康増進を図る。また、本公園を整備することで緑の基本計画で目標としている都市公園面積(12㎡/人)を達成する見込みである。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度に総合公園事業用地(約20.8ha)の買収を守谷市と守谷市土地開発公社により完了させ、その後にヤクルト本社発注によるヤクルト2軍施設建設工事に着手した(令和9年1月完成予定)。

ヤクルト2軍施設以外のエリアについては、令和7年度に稲戸井調節池の建設発生土を利用した盛土工事を実施する。また、令和7年度に総合公園について官民連携による整備手法を検討の上、公募の準備(実施方針策定、要求水準書の作成等)を進め、令和8年度に事業者を決定する計画である。



(仮称)守谷市総合公園 位置図



ヤクルト2軍施設 完成イメージ

〔市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 56

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,231,076	3,968,583	262,493	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,231,076	3,962,983	268,093	ふるさとづくり寄附金
一般財源	0	5,600	△ 5,600	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月に国の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金を募り、寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それによりさらなる寄附金が集まることが期待され、市の財源確保を図れる。

また、返礼品協力事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の地場産品の認知度向上や、イメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和6年度に引き続き、ふるさと納税返礼品等未登録事業者を訪問し、返礼品等協力事業者への登録を促す。
- ・Webを中心とした広告等により市の魅力発信を中心に、市のふるさと納税事業を広く周知する。
- ・包括連携協定を締結している企業等に協力いただき、寄附未経験者へ寄附誘引のアプローチを行い新たな市場を開拓する。
- ・市産品の販路拡大・地域資源磨き上げ・市の魅力発信を目的に、ふるさと納税事業を基盤とした地域商社設立を目指す。
- ・寄附者への返礼品代、寄附ポータルサイト利用料、返礼品等寄附管理業務委託料、寄附管理システム利用料、運送費、その他関連事務費等に利用する。
- ・多額の寄附を集める先進自治体等と交流を図り、他自治体好事例の引用や、市での運用施策の改善を行う。
- ・LINEやInstagram等SNS活用による情報発信で市返礼品が寄附者の目に触れる機会を増やす。
- ・寄附サイト上の返礼品写真など、寄附者への訴求力を高めるための返礼品説明ページ等の改善を行う。
- ・返礼品カタログやチラシ等を作成し、周知PRを拡充する。



守谷市ふるさと納税ロゴ

〔市長公室 デジタル戦略課 所管〕

02010802 庁内ネットワーク運営管理事務

予算書P. 61

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	405,762	224,681	180,033	
国庫支出金	4,129	3,876	253	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	60,246	0	60,246	地方公共団体情報システム標準化補助金
一般財源	341,387	220,805	119,534	

【背景(なぜ始めたのか)】

経費及び職員増加を抑制しながら行政サービスの向上を図るため、平成7年度からICT化に取り組んできた。

まず、平成7年度にパソコン導入を開始し、平成9年度から業務システムの運用を開始した。その後、庁内業務のペーパーレス化や情報共有の効率化を目的に、平成10年度から庁内情報システムの運用を開始した。

さらに、市民への情報提供の充実を図るため、平成14年度にはインターネットやメール環境を整えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁内の情報ネットワーク環境を適切に維持するとともに、業務の迅速化・簡素化・情報共有化を推進することで、市民サービスの向上を図る。具体的には、AI、RPA等の先進技術を活用し、より効率的な行政サービスの提供を目指す。また、情報漏えいの未然防止などセキュリティ確保とその強化にも取り組む。これら取り組みにより、市民にとっては行政サービスを必要な時に受けることができ、職員にとってはシステムを常時安定的に使用する環境が実現すると期待している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種申請の電子化・オンライン化を積極的に進めるとともに、AI、RPA等の先進技術を積極的に活用することにより、行政サービス及び行政事務の向上を図る。

また、庁内端末で使用しているソフトウェアのバージョンアップを実施することで、セキュリティ対策と業務効率の向上を図る。

さらに、国が掲げるDX推進施策の一つである自治体情報システムの標準化とガバメントクラウド化を実施し、自治体業務の効率化やシステム関連コストの削減、市民の利便性向上などを推進する。

02010806 デジタルトランスフォーメーション推進事業

予算書P. 62

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	333,345	386,273	△ 52,928	
国庫支出金	16,437	0	16,437	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	288,630	350,630	△ 62,000	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	28,278	35,643	△ 7,365	

【背景(なぜ始めたのか)】

スマートフォンの普及、IoTの進展、ネットワークの高速化・大容量化が進み、AIやテレワーク等に対応することは急務である。デジタル技術を有効活用し、市民の暮らしや利便性を向上させ、行政運営を革新するため、令和4年4月に守谷市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画が策定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

本計画では、様々なデータを収集、蓄積、分析することで、新たな意思決定や政策、市民サービスへ利活用を促進し、市民一人ひとりに個別最適な価値を提供する。

これにより、市民の暮らしと利便性向上を図るとともに、行政業務の効率化を目指し、デジタル技術を活用した業務の高度化と省力化を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市DX推進計画に基づき、市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふお）」を基軸として、市民サービス向上のための機能の充実や改善を計画的に進める。

また、様々なデータを収集、蓄積、分析する基盤であるデータ連携基盤を構築し、さらに個別最適なサービスを提供するための住民CRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）を活用し、市民の利便性向上と行政運営の革新を図る。

〔総務部 総務課 所管〕

02010110 職員研修事業

予算書P. 41

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,513	5,184	329	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	147	109	38	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,366	5,075	291	

【背景(なぜ始めたのか)】

人材育成基本方針に基づき「公務への使命と責任を自覚し、住民の期待と信頼に応えられるよう自らを高める意欲を持ち、常に自己啓発に努めようとする職員の育成」「市政の目標を理解し、強い意欲と積極性を持って政策を形成できる職員の育成」「時代の変化や多種多様な行政環境に的確に対応できる柔軟な思考力や創造性を持つ職員の育成」を目標として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員の資質向上及びスキルアップによる住民サービスの質的向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・階層研修：職員の職位・職務に応じた役割の認識や職務遂行に必要な能力の向上を目的に研修を実施する。
 <研修名>新規採用職員研修、新任部長等研修 他
- ・特別研修：職員の担当業務を的確に遂行できる能力と、時代や環境の変化に即応できる適応力を養成する。特に、全庁的に業務のデジタル化推進を加速させるため職員の意識改革を図るとともに、新たな課題に対して「できない理由」ではなく「やれることは何か」から考えることができる職員の育成を図る。
 <研修名>地方公務員制度講師養成研修、DX研修、政策提案研修 他

02040204 茨城県知事選挙事務

予算書P. 77

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,125	0	18,125	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	18,125	0	18,125	茨城県知事選挙委託金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県知事の任期が令和7年9月に満了となるため、茨城県知事選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき、公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

茨城県知事選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の配布などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,624	0	23,624	
国庫支出金	22,648	0	22,648	参議院議員通常選挙委託金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	976	0	976	

【背景(なぜ始めたのか)】

参議院議員の任期が令和7年7月に満了となるため、参議院議員通常選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき、公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

参議院議員通常選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対しては投票所入場券の送付、ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置、選挙公報の配布などによって周知を図り、投票の機会を確保する。

また、開票作業の効率化のため、投票用紙読取分類機の増設ユニットの購入を予定している。

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 67

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	42,323	45,353	△ 3,030	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	42,323	45,353	△ 3,030	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により、正確に所得や控除を把握するとともに、税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため市ホームページ等で周知に努める。

02020203 固定資産税賦課事務

予算書P. 69

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,296	46,637	18,659	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	65,296	46,637	18,659	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、固定資産税の課税客体(土地・家屋・償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 固定資産税（土地）の本鑑定及び時点修正業務
標準宅地の本鑑定及び時点修正業務により、土地の適正な価格を把握する。
2. 固定資産現況調査業務
令和9年度の評価替え及び令和8年度の適切な課税に向けて次の作業を行う。
 - ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
 - ・地番図や家屋図のデータ更新
 - ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
 - ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等
3. 償却資産申告勧奨
 - ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

02020204 軽自動車税賦課事務

予算書P. 70

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,263	2,272	△ 9	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,263	2,272	△ 9	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、税条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在（4月1日）の軽自動車等の所有者に課税する。
2. 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 70

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	66,515	57,051	9,464	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10	30	△ 20	市税督促手数料
一般財源	66,515	57,021	9,494	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるのに必要な自主財源確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納付しやすい環境を整備し、適正かつ公平な収納を推進することにより、収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現在、口座振替納付、コンビニ納付、アプリ納付、QRコードを利用した全国統一納付及び金融機関等での窓口納付の方法により収納を進めている。

また、利便性や収納率向上を図る取組として、キャッシュレス化を進めるとともに、取扱い手数料が安価である口座振替納付の推進活動を行う。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 71

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,999	7,262	1,737	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2	2	0	茨城租税債権管理機構精算金、滞納処分費
一般財源	8,997	7,260	1,737	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるために必要な自主財源の確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額の解消を図り、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話等による納税催告を行う。

それでも納付がない場合は、納税相談、納付指導を行うとともに、並行して財産調査を進め、財産がある場合は、預貯金等の差押を行い納税の公平性を保つため滞納処分を行う。

また、調査を行った結果、財産がなく納税資力がない場合は、速やかに執行停止の手続きを行う。

〔総務部 管財課 所管〕

02010401 庁舎施設維持管理事務

予算書P. 50

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	368,323	143,123	225,200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	145,000	0	145,000	庁舎改修事業債
その他	101,031	30,117	70,914	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	122,292	113,006	9,286	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年10月に完成した庁舎の維持管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁舎や付帯設備の維持管理を行い、市民や職員が快適に利用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

庁舎運転管理や敷地の維持管理を業務委託により行う。

庁舎建物については築後30年を経過し、修繕箇所が増加してきており、守谷市公共施設等総合管理計画、庁舎修繕計画に基づき、計画的に改修工事を行う。

C棟1階執務スペースの狭隘状態の緩和を図るため、食堂棟を執務スペースへの模様替え工事を行い、市民サービスの向上を図る。あわせて会議室不足の解消及び食堂棟の休憩機能の代替えとして、議会棟1階の和室を会議室兼休憩室への模様替え工事を行う。

02010402 普通財産維持管理事業

予算書P. 52

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,794	47,086	△ 22,292	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,239	1,263	△ 24	土地貸付料
一般財源	23,555	45,823	△ 22,268	

【背景(なぜ始めたのか)】

普通財産の適正管理を行うため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用計画のない市有財産の有効活用及び除草等の適正管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

除草等、業務委託により適正な維持管理を行う。なお、未活用の市有地は有効活用について検討し、活用の見込のないものは売却し、財源の確保を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,685	4,887	△ 202	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,685	4,887	△ 202	

【背景(なぜ始めたのか)】

公平、公正な契約行為を確保するため開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入札等の競争原理に基づく契約行為をすることで、最も適正かつ有利な価格で契約を締結する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

入札参加申請による業者登録受付、工事発注見通しの公表、契約方法の指導、入札参加資格審査会の運営、入札会の執行、契約の締結、入札結果の公表を行う。入札参加申請の電子化や電子契約の導入を進め、業務の効率化、コンプライアンスの強化を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,098	19,763	335	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	20,098	19,763	335	

【背景(なぜ始めたのか)】

公用車の効率的な配置及び管理を行うため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公用車の適正な管理を行い、使用用途に応じた車両を配置し、効率的な利活用を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公用車(各課管理の公用車を除く)の状態管理を行い、適正な車両の購入、廃車を行う。また、任意保険の加入事務及び事故があった際の保険請求を行う。

公用車の新規購入時には、守谷市役所地球温暖化対策実行計画に沿い、環境に配慮した車種を選定する。

令和7年度は、公用車管理運行要綱に則り3台の入れ替えを行う。

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010303 畜犬登録及び狂犬病予防事業

予算書P. 155

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,136	1,001	135	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,136	1,001	135	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

畜犬登録及び狂犬病予防注射は、平成11年まで県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルールの周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・市の狂犬病予防注射の接種状況については、令和4年度は77.8%、令和5年度が82.2%であり、集合注射を併用していた令和元年度の73.4%を上回っており、集合注射休止後も接種率は向上傾向にあることから、安全で衛生的に予防注射を接種できる動物病院での個別接種を推進する。接種については、個別通知や市ホームページ、広報紙等で周知を行う。
- ・動物病院との協力と連携により、注射済票交付のワンストップ化を継続し、市民（飼い主）の利便性と狂犬病予防注射接種率の向上を図る。
- ・正しい飼い方の啓発を実施し、飼い主のマナーとモラルの向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。



犬の鑑札・狂犬病予防注射済票

04010304 取手市外2市火葬場組合負担金

予算書P. 155

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,641	33,252	4,389	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	37,641	33,252	4,389	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町（当時）では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2箇年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の3市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成市3市が負担金を支出している。

・負担割合：平均割30%、人口割70%（負担金全額 119,402千円、守谷市負担率 31.525%）

04010306 雑草除去事業

予算書P. 156

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,840	1,754	86	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,763	1,635	128	雑草除去受託料
一般財源	77	119	△ 42	

【背景(なぜ始めたのか)】

あき地において雑草が繁茂し、または枯草が放置されている状態は火災や犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年に「あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

あき地に繁茂する雑草等について、適正な管理の指導及び啓発を行うことで、安全や衛生を確保し、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雑草等が繁茂したあき地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受けて雑草除去を実施する。

04010308 環境美化事業

予算書P. 156

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	889	933	△ 44	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	889	933	△ 44	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全ての自治会・町内会に協力を呼びかけ、市内全域で実施されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、地域住民が自主的に環境の美化活動に取り組むことで、良好な住環境が保全される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・6月・9月・12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の清掃活動を実施する。
- ・各地区での清掃活動が円滑に行われるよう、ホームページや広報紙等により市民に周知するとともに、各地区の区長等に対して実施依頼やごみ袋を配布し、ごみの回収等を行う。

04010309 環境基本計画策定事業

予算書P. 156

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,664	11,027	△ 6,363	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,664	11,027	△ 6,363	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市環境基本計画は、守谷市環境基本条例第3条の基本理念に則り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保の実現に向けて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、守谷市環境基本条例第11条の規定に基づき策定するものである。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

現行の守谷市環境基本計画の計画期間が令和7年度で終了するため、令和6・7年度の2か年で次期計画（計画期間：令和8年度～令和17年度）を策定する。直近の変化が著しい環境問題を踏まえた次期計画を策定し、市民・事業者、行政が一体となって取り組む環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・前年度に作成した次期計画の骨子案に基づき、環境審議会で審議を重ね次期計画の素案を作成する。
- ・市民意見公募手続きを実施し、市民の意見を反映させた次期計画を策定し市民に公表する。

04010310 動物愛護事業

予算書P. 157

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	644	594	50	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	417	594	△ 177	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	227	0	227	

【背景(なぜ始めたのか)】

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、必要な施策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分ゼロを目指し、地域活動や市の愛護事業への協力団体に補助金を交付して活動を活性化するとともに、ホームページや広報紙等による啓発を行い、市民の愛護活動への意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・守谷市動物愛護協議会との連携による、市事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施において、市が医療費や不妊去勢手術等に対して補助金を交付することで里親サポーターの負担を軽減するとともに、官民協働により、保護や野良猫の繁殖制限等を目的とした地域猫活動及びTNR活動をはじめとする保護活動を実施する。

・市で保護した犬猫に対して、簡易的な衛生処置（ノミダニ駆除等）を実施するとともに、ホームページ等を活用して里親募集を行い、速やかな譲渡に結び付ける。

※TNR活動とは、猫を捕まえる（Trap）、不妊去勢手術（Neuter）、元の場所に戻す（Return）

04010311 ゼロカーボンシティ推進事業

予算書P. 157

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,575	1,755	2,820	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,500	1,500	0	蓄電池補助金
地方債	0	0	0	
その他	2,640	0	2,640	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	435	255	180	

【背景(なぜ始めたのか)】

気候変動問題は、国内外で気象災害の頻発・激甚化など、環境のみならず経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、市域における地球温暖化対策の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、脱炭素型の地域づくりを促進するための施策を講じることで、持続可能な生活環境を確保することが期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・啓発活動の一環として、地球温暖化対策の専門家を招き、市民向けの講演会を開催する。

・既存の市民向けの家庭用蓄電池設置補助金に加え、太陽光発電設備及び高効率給湯器の設置に対する補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの有効利用と災害発生時の非常用電源の確保・普及の促進を図る。

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 157

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,115	6,499	616	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	原子力災害損害賠償金
一般財源	7,114	6,498	616	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境の保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水及び騒音・振動の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害等の発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の安全と健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、ホームページで市民に公表する。

<調査方法>

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（モニタリングカーによる走行サーベイ）

04020104 廃棄物減量等啓発事業

予算書P. 160

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,662	4,660	2	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,662	4,660	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と、限りある資源の有効利用の促進に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所に対して、ごみ減量の啓発を行うことで、燃やすしかないごみ（可燃ごみ）、不燃ごみ及び粗大ごみ（家庭分のみ）の減量化を図るとともに、市民に資源物の分別の徹底や集団回収を実施してもらうことで、リサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、会議を開催して知識や市の施策に対する理解を深めていただくとともに、地区内でのごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源物の集団回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。
- ・食品リサイクル堆肥化事業への参加促進のため生ごみ水切り器等の啓発グッズを配布する。
- ・ごみの減量化を推進するため、ホームページやSNS、広報紙等を活用し市民への啓発を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	286,932	288,219	△ 1,287	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	12,200	10,353	1,847	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	274,732	277,866	△ 3,134	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市一般廃棄物処理実施計画に基づき、民間委託により集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。
- ・粗大ごみの処分について、電話やインターネットで月2回の戸別収集に係る申請受付を行うとともに、常総環境センターへの直接搬入に係る申請受付と許可書の発行を行う。
- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）や家庭ごみ分別の手引き等を作成し配布する。
- ・粗大ごみ収集運搬券の取扱いを希望する店舗に対して、販売業務を委託する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	628,312	459,145	169,167	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	628,312	459,145	169,167	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率的であるため、昭和47年に6市町村（守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）を構成自治体として常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施する常総地方広域市町村圏事務組合に対して、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

- ・負担割合：均等割10%、実績割90%（全体負担金 2,416,873千円、市負担率 25.99%）

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,482	3,175	307	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,482	3,175	307	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境を作ること、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・不法投棄防止のためパトロールを行い、予防や発見に努め、廃棄物が不法投棄された場合は必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。
- ・路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。
- ・ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、ポイ捨て等禁止強化区域である守谷駅周辺においてパトロールを実施し、指導等を行う。また、市民や守谷駅利用者に対して、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,780	30,507	1,273	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	31,780	30,507	1,273	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果等の面で効率的であるため、昭和37年に6市町村(守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村)を構成自治体として常総衛生組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することにより、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理する常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割 議会費・総務費の合計額の25%

実質割 衛生費・予備費の合計額から分担金・負担金を除く歳入を控除した額について前々年度（令和5年度）のし尿等投入量で算出

（負担金全体 260,514千円、守谷市負担率12.2%）

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 73

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	89,686	41,558	48,128	
国庫支出金	9,318	2,178	7,140	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	59	58	1	人口動態調査
地方債	0	0	0	
その他	26,804	17,835	8,969	地方公共団体情報システム標準化補助金
一般財源	53,505	21,487	32,018	

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法・印鑑条例等に基づき事務を行っている。

市民の利便性向上のため、コンビニエンスストア等による証明書等の自動交付を行っている。

(平成28年1月から) 住民票、印鑑登録証明書、税関係証明

(令和5年10月から) 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書、戸籍の附票

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に遂行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる会計年度任用職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器の整備、コンビニ交付のための負担金や手数料等の計上及び各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。

令和7年5月に戸籍法の改正により、戸籍へ氏名の振り仮名を記録することになったためシステム改修及び人材派遣等委託を行う。



マルチコピー機

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,702	12,473	10,229	
国庫支出金	22,702	12,173	10,529	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	300	△ 300	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカードの交付や更新を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。

個人番号カードの普及促進のため、個人宅や施設等を対象に出張申請、出張交付を実施しつつ、本庁においても写真撮影および代理申請を行うなどカード交付率の向上に努める。

※マイナンバーカード保有率：81.3%（令和6年12月31日現在）



マイナンバーカード

〔生活経済部 経済課 所管〕

06010101 農業委員会運営事務

予算書P. 162

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,838	14,399	△ 1,561	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	700	1,700	△ 1,000	農地利用最適化交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,138	12,699	△ 561	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業委員会は、農業委員会等に関する法律で市町村への設置が規定されている行政委員会であり、本市においては昭和31年に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農地法に基づき、農地の権利移動や転用等の申請について審議し、農地を農地以外とすることの規制や農地の利用関係を調整することにより、農地の確保と利用促進を図る。また、農地所有者への指導等を行い、遊休化農地の発生防止、減少を図るとともに、農地利用の最適化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農地法に基づく申請に対して、定例(毎月)開催する農業委員会総会において審議を行う。

農地利用最適化推進委員を中心に、農地の利用状況調査を行い、今後の利用について意向を確認するとともに、農地の貸借等の調整を図ることで、農地の集約を促進する。

06010201 農業経営支援事業

予算書P. 163

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,154	0	14,154	
国庫支出金	14,154	0	14,154	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	14,154	

【背景(なぜ始めたのか)】

円安等に伴う穀物価格の上昇等によって、飼料価格が上昇している。次年度以降も飼料価格の上昇が続き、農業経営が圧迫すると推測される。また、守谷市の畜産農家からも飼料に対する補助の要望が出されているため、補助事業を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市に住民登録がある農家で、農業保険加入者を対象とした補助事業を行い、農業経営の安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各農家が加入している共済掛金(水稻、麦、家畜、園芸施設、収入保険)の全額に対する補助を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,773	16,629	△ 1,856	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,191	2,370	△ 179	経営所得安定対策等推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,582	14,259	△ 1,677	

【背景(なぜ始めたのか)】

米価の安定を図るため、昭和48年に国の政策として減反による米の生産調整が開始された。平成23年度から水田農業構造改革対策事業として実施している。平成29年度で国による生産調整は終了したが、県では茨城県農業再生協議会が市町村別の生産数量目標に相当する数値を設定している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

米の生産調整により需給の均衡と水田の最大限の活用を推進し、さらには需要に応じた米づくりや戦略作物の生産に取り組む農業者の農業経営安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

米の生産調整を実施し、対象作物を生産する販売農家に対し、主食用米生産時からの収入減少対策として、転作面積及び対象作物に応じた補助金を交付する。

米の生産調整を実施した稲作農家に、稲縞葉枯れ病及びカメムシ被害に対する水稻病虫害防除薬剤散布を推進するための補助金を交付し、病虫害の蔓延を防止するとともに、稲作農家の経営安定及び良質米の生産を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,459	4,624	835	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,597	3,789	△ 192	市民農園使用料
一般財源	1,862	835	1,027	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市化が進展する中で農業体験の場を提供するため、平成12年度に土に親しむ農園を、平成20年度に瓜代農園をそれぞれ開園した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民農園で行う野菜や花等の栽培をとおして、作付け・収穫の楽しみを体験する場を提供し、併せて農業に対する理解を深める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地所有者から農地を借り上げ、区画単位で利用希望者に貸し出す。また、農園利用者に対し農具の貸出や堆肥を提供するとともに、農園施設の管理を行う。



土に親しむ農園(立沢)



瓜代農園(高野)

06010307 有害鳥獣駆除対策事業

予算書P. 166

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,517	6,377	1,140	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	300	600	△ 300	鳥獣被害防止促進補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,217	5,777	1,440	

【背景(なぜ始めたのか)】

有害鳥獣によって農作物が荒らされないようにするため実施しており、平成29年度からはイノシシによる被害の対策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

有害鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者の収入安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市鳥獣被害防止計画に基づき、市内の猟友会による鳥獣被害対策実施隊によって有害鳥獣を捕獲する。

06010503 排水機場維持管理負担金

予算書P. 168

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,534	7,468	66	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	85	85	0	湛水防除施設管理費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,449	7,383	66	

【背景(なぜ始めたのか)】

各土地改良区の排水路等に流入する既成市街地からの雨水等による湛水被害を防除するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各土地改良区が排水機場の維持管理及び修繕を行い、機器を良好に保つための経費の一部を負担し、農地及び周辺市街地への湛水被害の防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

管理者である各土地改良区に対し、排水機場運転に係る経費の一部を負担する。

06010507 日本型直接支払制度事業

予算書P. 168

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,878	32,425	△ 1,547	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	20,188	20,188	0	多面的機能支払交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,690	12,237	△ 1,547	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成19年度から、国により農地・水保全管理支払交付金制度が始まり、市内の活動組織が発足した。平成26年度から制度の拡充等により、日本型直接支払制度となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動や営農活動を支援することにより、農地、水路、農道などの地域資源の適切な保全管理を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農業・農村を支える活動組織が行う各種作業等に対して国・県・市が交付金を給付することにより、活動を支援する。



農道草刈り作業
(農地維持活動)



農用地法面補修



パイプライン付帯施設工事

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,500	7,500	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,500	7,500	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市商工会は、昭和38年度に設立され、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に事業運営が行われている。

市内商工業者の経営改善普及事業の推進、地域総合振興事業、各種共済事業の普及推進のため支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内商工業者の育成と振興を図ることを目的として補助金を交付し、中小企業の発展と地域経済の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

経営改善普及事業及び地域総合振興事業の推進を実施する守谷市商工会を補助金により支援する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,985	8,496	△ 3,511	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,985	8,496	△ 3,511	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和57年北守谷地区の開発等により人口も増加傾向となり、街が大きく変化し始めた時期に、守谷のPRと観光振興のために設立された守谷市観光協会の支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市観光協会の活動を支援することにより、観光資源づくりや守谷市の魅力発信を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市観光協会による観光資源の発掘や開発、観光活動に対して補助金を支出するとともに、年1回守谷野鳥のみちの木道の防腐剤塗装作業に参加し支援している。

令和6年度は、守谷城址に直接アクセスできる守谷野鳥のみち第2ルート（木道）の新設工事が完了し、開業式を行った。新たなルートが設置されたことで、利用者の安全確保と観光資源の魅力向上を図った。また、林間コース水辺ルートの木道も供用を開始した。



野鳥のみちの木道

07010209 きらめき守谷夢彩都フェスタ支援事業

予算書P. 171

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,960	3,600	360	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,960	3,600	360	

【背景(なぜ始めたのか)】

つくばエクスプレスの開業を機に、市民の方々の交流促進による地域振興や、守谷市を広くアピールするために開始した駅前イベントで、平成22年度から守谷市商工まつりと統合して実施しており、守谷市商工会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域産業を支える商工業者や市民活動のPRの場として、実行委員会が開催する「守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～」を支援することにより、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

毎年9月下旬の2日間、守谷駅西口駅前広場を会場として、商工会員を中心とした事業者や市民活動団体による出店、多彩なステージ発表を開催し、守谷市を広くPRしている。市は、イベント開催に伴う事務手続きや、実行委員会への負担金により支援する。



ステージにおける演目

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,014	500	1,514	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,014	500	1,514	

【背景(なぜ始めたのか)】

「東日本大震災を契機に『元気。茨城!!』を守谷から発信しよう」をテーマとして平成24年度から開催し、現在は守谷市産業地域協力会と守谷市が実行委員会形式で運営している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市の観光資源、企業等のPRを行うとともに、地域を支える団体、グループの活動をアピールし、守谷市の発展と情報を広く発信することを目的として開催している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内事業者の出店や市内中学校の演奏、子どもたちを中心とした団体のステージ発表、「もりやもり」をはじめとした地域のマスコットキャラクターショーなどを開催し、守谷駅前の賑わいを演出している。市は、イベント開催に伴う事務手続きや実行委員会に対して負担金を支出し支援している。



ステージにおける演目

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,641	7,752	1,889	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	141	139	2	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,500	7,613	1,887	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和54年から消費者の生活に関する知識の普及を推進し、市民の消費生活の安定向上を図るため、相談事業を開始し、平成16年から消費生活センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民からの消費生活に関する相談に対し助言を行うとともに、消費に関する知識の普及や情報を提供し、消費者の資質の向上を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者からの消費生活に関する相談に対し、消費生活専門相談員が解決を図るための手続きや情報を提供し、助言やあっ旋、適切な機関の紹介等を行い、消費者の利益を守る。また、相談員が講師となり、悪質商法や消費者トラブル被害防止のための出前講座を実施している。

相談対応：月曜日～金曜日（午前9時～正午、午後1時～午後4時）

〔生活経済部 市民協働推進課 所管〕

02070101 施設貸出事業

予算書P. 84

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,269	4,983	286	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,008	2,316	692	テニスコート使用料
一般財源	2,261	2,667	△ 406	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の利便性の向上のため、平成15年度に各公共施設管理課が個別に行っていた施設貸出業務を一つの課に集約させて運用している(ただし、サークル等の年間定期使用は従来どおり施設の所管課で取り扱っている)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設の使用申請窓口を一本化するとともに、施設予約時に「守谷市公共施設予約システム」や「施設予約専用直通電話」を活用することで、市民の利便性の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成4年度から市内の各施設(テニスコート、野球場、自由の広場、学びの里、東板戸井集会所、国際交流研修センター、市民交流館)の予約管理を守谷市公共施設予約システムで行っている。令和5年度からは、文化会館、公民館、学校体育施設についても、守谷市公共施設予約システムで行うことが可能となっている。

また、各施設の使用料の支払いにおいて、窓口での現金支払いのほかにオンライン決済を導入し、来庁等をすることなく支払いを可能とすることで、さらなる利便性の向上を図っている。

02070202 市民活動支援センター運営事業

予算書P. 85

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,446	14,614	14,832	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	230	0	230	もりや市民大学受講料
一般財源	29,216	14,614	14,602	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年12月、ボランティア等の市民公益活動を促進するために、情報発信や活動の場を提供する施設として浄化センター内に開設した。平成20年4月から市民交流プラザ内に移転し、平成28年4月からは機能の充実を図るため、市民公益活動等に関する知識と経験を有するNPO法人協働もりやに運営業務を委託することで、市民公益活動団体に対して、より効果的な支援が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民公益活動を充実させるためには、既存の市民活動団体の強化と新規団体を育成することが必要である。市民や市民活動団体に対して、情報交換や交流の場を提供することで、市民のボランティア意識の啓発と活動の支援を行う。これに伴い、地域活動を活性化させ、誰もが積極的にまちづくりに参画できる協働のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民公益活動に関する研修会や講座等を開催するとともに、会議室や備品の貸出しを行うことで、活動の場を提供している。

また、市民公益活動の情報を収集し提供するとともに、市民公益活動団体の交流や連携を促し、団体からの相談に対応する。なお、令和4年度からは、市内の公益活動の発展に寄与する活動の実施を目的として令和3年10月に設立された「もりや公益活動促進協会」の事務局を担い、市民公益活動団体の活動支援を強化している。

さらに、市民と市民公益活動団体の繋がりをより強化するため、「もりや市民大学」及び「ようこそ守谷へ」の運営を主体的に担ってもらう予定であり、令和7年度を移管準備期間とし、令和8年度からの移管を計画している。これに伴い、当事業に「ようこそ守谷へ開催事業」及び「協働のまちづくり担い手育成事業」の事業費を組み込んでいる。



守谷市ネットワーカー連絡協議会



守谷市ポッチャ協会

02070203 区長制度運営事業

予算書P. 87

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,267	30,441	△ 174	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,267	30,441	△ 174	

【背景(なぜ始めたのか)】

自治会・町内会からの質問・要望を中心とした「区長会議」を年2回開催していたが、平成17年から開催を年1回(4月)とし、区長業務の説明を中心とする内容に変更した。

また、平成14年12月に、区長提案による区長相互の情報交換を目的とした「守谷市区長連絡協議会」が設立され、平成16年11月には名称を「守谷市自治会連絡協議会」に変更した。さらには、令和2年度にこれまでの代議員制を見直し、令和2年12月から新たに役員会を発足させて運用している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

自治会・町内会の代表者を区長として委嘱することで、市と自治会・町内会の緊密な関係を構築し、市政運営の円滑化と自治会・町内会の発展に寄与する。

区長に業務内容等を理解してもらうため、区長業務説明会を開催する。

区長相互の情報交換等を行うことで、区長同士のつながりを強化し、自治会・町内会単位では解決できない課題等に対し、協力・連携ができる体制にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会から選出された代表者を区長に委嘱し、自治会・町内会との業務委託契約に基づいて、文書配布や市政に関する地域の要望等の取りまとめ等を依頼している。

区長が円滑に業務を行えるよう、年度当初に全区長を対象にした説明会を開催し、業務内容の説明や自治会・町内会活動に対する支援制度等の説明を行う。

また、市内158自治会・町内会で「守谷市自治会連絡協議会」を構成し、全区長の中から役員（会長1名、副会長若干名）を選出し、役員会を設置・開催している。役員会では、情報交換会や自治会・町内会同士の情報交換や組織の充実を図る取組・課題解決に向けた協議を行っている。この協議に基づき、令和3年度から情報交換・意見交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催しており、引き続き開催を計画する。

さらに、「茨城県自治会連合会」に加入し、総会や情報交換会等に参加することで、他市町村との情報交換を行っている。なお、令和5年度・令和6年度は会長職を務め、県内の自治会連合組織をまとめる役割を担い、総会や研修会等を開催し、会長退任後の今年度も、役員として参画する。



自治会・町内会まるごとミーティング

02070204 文書配布事業

予算書P. 87

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,080	2,712	368	
国庫支出金	51	30	21	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,029	2,682	347	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和34年1月の「広報もりや」発行以前から、行政情報については、多くの市民に届くように自治会・町内会の協力を得て回覧等を行ってきた。現在も多くの市民に行政情報が届くように、継続して自治会・町内会に文書配布を依頼している。

また、自治会・町内会未加入者への広報紙の配布については、公共施設での取得を依頼しているが、高齢や身体が不自由等の理由がある場合は、希望者に対して個別配布している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市の情報伝達手段の一つである広報紙等を確実に各戸に配布することで、市民に対して、適切に市政情報を提供する。

また、文書配布を通して、自治会・町内会を中心とする単位での助け合いである「共助」が促進され、住み良い地域社会の実現に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市発行の広報紙等をシルバー人材センターに委託して自治会・町内会に配布する。また、自治会・町内会未加入で、公共施設やホームページ等で取得できない理由がある希望者には個別に配布する。

令和5年度からは、「広報もりや」の発行日である毎月10日に合わせて、各課からの区長へのお知らせや回覧等を配布している。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	26,566	8,107	18,459	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	26,566	8,107	18,459	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域住民の交流及び地域づくりを推進するため、平成4年に自治公民館の建設、修繕等に係る費用を助成する事業を開始した。平成21年には空き家等を活用したコミュニティサロンの開設支援事業を開始し、令和2年から空き家等の借上げに要する費用の一部を自己負担してもらう事業に変更した。

また、令和2年から自治公民館を持たない自治会・町内会等が近隣の自治公民館等を使用する際に、使用料を助成する事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域住民の交流や地域づくりの推進の場となる自治公民館の新改築・増築や修繕に対して補助金を交付し、地域住民の自主的な活動を促進する。

また、自治公民館を持たない自治会・町内会に対して、使用料や空き家等を活用する際の借上料等を支援することで活動する場の確保を支援し、地域活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治公民館を所有する自治会・町内会に対しては、原則、新改築・増築や修繕の申請書を前年度の7月末までに提出してもらい、内容を審査の上、翌年4月に補助金交付・不交付の決定を行う。交付決定後は、工事完了後に実績報告書を市に提出し、竣工検査後に補助金(補助対象事業費の1/2)を交付する。

なお、令和7年度は下新田町内会の自治公民館新築事業をはじめ、建築年数の経過した自治公民館の修繕に係る申請書が提出されている。

また、自治公民館を所有していない自治会・町内会に対しては、地域住民の交流の場を開設するために、空き家等の借上げに要する経費の95%(上限月額95,000円)を自治会に助成する。

さらに、地域活動の活性化の手段として、一時的に近隣の自治公民館や民家、店舗等の施設を使用する経費の95%(1回上限1,900円)を助成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,874	5,795	79	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,500	5,500	0	協働のまちづくり基金繰入金、自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	374	295	79	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年9月に制定(平成30年9月改正)した「守谷市協働のまちづくり推進条例」において、「市は市民公益活動を促進するため財政的支援に努める」と規定し、協働のまちづくりを推進するため、市民公益活動に対する助成金制度を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々な団体が自主的に行う公益活動に対して財政的な支援等を行うことで、市民公益活動の創出・継続・発展を促し、市内における市民公益活動を促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年度から、廃止した市民公益活動助成金制度に代わる取組として「もりや公益活動促進協会（令和3年10月設立）」に補助金を支出し、当協会が市内の公益活動を行っている団体への助成事業（公益活動助成金）を行っている。

協働のまちづくり推進活動助成金は、公益活動と防災訓練に対する助成であり、防災訓練に対する助成は令和5年度から交通防災課で行っている。

資機材貸出は、自治会・町内会や市民公益活動団体等の公益活動に対し、必要な資機材（刈払機等）を貸与する。

自治総合センターコミュニティ助成事業は、（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報のため実施する「コミュニティ助成事業」において、市が窓口となり、助成を希望する団体の募集・助成金交付を行う。

チャレンジ茨城県民運動事業は、茨城県が県民運動として地域の課題解決に共助でチャレンジする取組を支援する事業で、市においても現在27名が地域活動員として活動している。



促進協会の助成金申請の相談会



促進協会事業報告会

02070215 まちづくり協議会推進事業

予算書P. 88

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,999	37,465	534	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	37,999	37,465	534	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

今後の行政運営は、市全域における課題のみならず、地区ごとの課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくために、市民や地域が主役となる「地域主導・住民主導のまちづくり」へと転換していく必要がある。市は、これを推進していく組織として「まちづくり協議会」の設立を支援し、活動に対するサポートを行っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において「まちづくり協議会」が中心となり、市民、自治会・町内会、団体、事業者が連携・協力することで、地域の活性化及び課題解決に取り組むことが可能となり、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各地区に設立された「まちづくり協議会」に対して、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を行うことで、各地区の特性に合った「まちづくり」を促進し、「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現する。

財政支援において、令和3年度に各地区の課題を的確に捉えて実施する活動に対する「まちづくり協議会活動支援分野別交付金」を導入した。令和4年度以降は、交付金対象分野を拡充し、財政支援を強化している。

さらに、各地区において実施される敬老行事や交流事業等のイベントに対して、市職員が自治会・町内会に配置された「地域担当職員」による人的支援を行う。



地域食堂(守谷C地区まちづくり協議会)



防災セミナー(大野地区まちづくり協議会)

02070301 国際交流推進事業

予算書P. 89

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,079	4,908	2,171	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,117	4,908	△ 1,791	国際交流基金繰入金
一般財源	3,962	0	3,962	

【背景(なぜ始めたのか)】

もりや工業団地にドイツとアメリカに縁のある企業が進出したことを契機として、ドイツ・マインブルク市(平成2年)、アメリカ・グリーリー市(平成5年)と国際姉妹都市を提携したことから、市民レベルでの訪問及び交流が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国際姉妹都市との友好関係を築くとともに、市民間の交流を推進することで、市民の国際意識の高揚を図る。

また、市内の中高生を姉妹都市に派遣することにより、市の国際交流事業の担い手育成及びグローバル社会に対応できる人材を育成する。

さらには、市民が様々な国と友好関係を築くことで、行政の国際感覚を磨くとともに、市内の多文化共生を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

姉妹都市交流として、国際姉妹都市からの市民・学生等の訪問を受け入れ、来市した訪問団の市民宅へのホームステイや市内学校訪問、観光等を行うほか、守谷市国際交流協会(MIFA)と連携し、訪問団へ日本文化体験の場を提供する。

令和7年度は、ドイツ・マインブルク市の記念式典に市長他が訪問する予定である。また、アメリカ・グリーリー市からは、訪問団が来市予定である。

多文化共生については、令和4年11月に策定した「守谷市多文化共生推進方針」に基づき、やさしい日本語による情報発信や窓口対応に努めるとともに、市職員、市民、企業等に多文化共生の地域づくりに関する啓発を行う。さらには、外国人向けとして、日常生活で困っていること等を相談できる形式のイベントを開催する。



MIFAフェスタ



多文化共生イベント

02070303 国際交流員事業

予算書P. 90

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,434	5,046	388	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,434	5,046	388	国際交流基金繰入金、茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

ドイツ・マインブルク市及びアメリカ・グリーリー市との国際姉妹都市締結に伴い、国際姉妹都市の友好と協力体制の強化、地域レベルでの国際化の推進を目的とし、平成10年から(一財)自治体国際化協会のJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)による国際交流員の任用を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対して広くドイツ語やドイツ文化に触れる機会を提供することで、市民の国際理解の機会を創出する。
また、国際交流員を通じて、国際姉妹都市との円滑な連絡体制を構築するとともに、在住外国人に対する行政サービスの語学面における支援を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

JETプログラムの活用により、市の国際交流活動に従事する国際交流員(CIR)1名を任用し、国際交流事業の企画立案及び実施や海外からの訪問客の対応を行うとともに、地域住民の国際交流活動や小・中学校における特別活動・課外活動への協力・参画等により、国際交流・国際理解を深める機会の提供に取り組む。



国際交流員派遣(ARCUSプロジェクト)



小学校での特別事業(御所ヶ丘小学校)

〔生活経済部 交通防災課 所管〕

02010201 交通安全対策事業

予算書P. 47

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,719	5,062	△ 343	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	74	81	△ 7	県民交通災害共済加入推進費
一般財源	4,645	4,981	△ 336	

【背景(なぜ始めたのか)】

交通事故の発生を抑止することを目的に、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図るため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全意識の啓発と交通指導隊による交通指導を行うことにより、市民に対して、交通安全意識の高揚と交通マナーの習慣付けを行い、交通事故発生を抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察と関係団体による街頭キャンペーン(年4回)の実施と幼稚園や保育所、小学校での交通安全教室の開催、交通指導隊による街頭立哨等を行う。

また、昨年に引き続き、高齢者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るために、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いを防ぐ「急発進等抑制装置整備」の補助を行う。



交通安全キャンペーン

02010206 交通安全施設整備管理事業

予算書P. 48

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,817	9,545	272	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,613	3,944	△ 331	交通安全対策特別交付金
一般財源	6,204	5,601	603	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口増加とともに交通量も増えたことにより、交通事故件数が上昇傾向にあったことから、事故の減少を目指し交通安全施設の整備と維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険箇所に対して適切に交通安全施設の整備と維持管理を行うことにより、交通事故を未然に防止し、歩行者や自転車利用者等の交通弱者の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会等からの要望や警察との協議により、カーブミラーや路面標示等の交通安全施設の設置と修繕を行う。

また、小中学校、幼稚園・保育所、警察、行政等の関係機関との連携による安全点検に基づく安全対策を引き続き実施し、通学路や散歩コースの安全確保に努める。



カーブミラー設置



路面標示「学童注意」

02011002 避難施設整備運営事業

予算書P. 63

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,506	142,353	△ 127,847	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	120,000	△ 120,000	
その他	0	19,193	△ 19,193	
一般財源	14,506	3,160	11,346	

【背景(なぜ始めたのか)】

過去の震災（阪神淡路大震災・東日本大震災等）及び水害（関東東北豪雨）を受け、災害時における避難者の応急対策を迅速に行い被害の軽減を図るために実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防災資機材を市内21か所の防災倉庫に整備し、非常用食糧等の備蓄品の購入や入替えについて適正に管理し、災害時の被害軽減と避難者の支援体制の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の防災倉庫に保管されている備蓄食糧・乳児用哺乳瓶等の更新及び非常用防災井戸（14か所）の水質検査を行う。

また、備蓄品の充実を図るとともに避難者の支援体制の強化を図る。



避難所パーテーションテント



非常用食料 ライスクッキー

02011004 防災システム関係維持管理事業

予算書P. 64

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,799	7,750	33,049	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,399	2,875	19,524	MCA無線アドバンスお詫び金
一般財源	18,400	4,875	13,525	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時の市民の生命財産を守るために必要な情報収集及び伝達機器として導入している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

Jアラート及びエリアメールを利用し、テロや気象情報及び地震等の災害による緊急情報を市民に瞬時に配信するとともに、気象観測システムPOTEKAにより降雨量等について現状把握と予測を行い災害に備える。

また、災害時に罹災証明書を迅速に交付するため、県が主催する「被災者生活再建支援システム」研修会等に参加し、操作方法を取得しながら、適切な管理運用を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

災害時等に各種システムを適正に運用するために、防災システム関係機器（県防災情報ネットワークシステム・気象観測システムPOTEKA・Jアラート・エリアメール・無線機・被災者生活再建支援システム等）の保守点検等の維持管理を行う。

また、災害時の情報の収集及び伝達をよりスムーズに行えるようにする。



無線機



POTEKA(気象観測)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,084	10,006	78	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,200	0	1,200	自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	8,884	10,006	△ 1,122	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法第5条第2項(市町村の責務)及び第48条(防災訓練実施の義務)により、災害に備えての組織づくりの充実と防災訓練の実施が義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時の初動対応や避難体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進と発災対応型防災訓練を実施し、災害時における被害の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自主防災組織活動育成補助事業により、自主防災組織の結成時や資機材整備時に補助を行い、自主防災組織の結成促進と育成強化を図る。

- ・結成事業補助10万円×3団体、資機材整備事業補助20万円×3団体、資機材更新事業補助10万円×32団体
- ・防災士育成事業により、地域の防災リーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。
- ・防災士育成事業補助3万円×3人

また、地域で実施する防災訓練について指導やアドバイスを行うとともに、専門家による防災講演会を実施する。



小学校への防災学習



地域の防災訓練

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,037	27,156	8,881	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	36,037	27,156	8,881	

【背景(なぜ始めたのか)】

犯罪発生件数の増加傾向を懸念し犯罪抑止環境の構築を目指して、行政・警察及び防犯関係団体が一体となって活動を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の生命・財産を守るため、警察や防犯関係団体と連携した市内パトロールや啓発活動を行い、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察官OBによる防犯指導員を引き続き任用し、青色防犯パトロール、防犯出前講座、自治会・町内会等や防犯団体による地域パトロール活動の指導、育成等の助言を行い、市民一人一人の防犯意識の高揚を図る。また、防犯連絡員や防犯パトロール隊の協力のもと、防犯啓発キャンペーン等を定期的実施するとともに、警察及び防犯関係団体(防犯連絡員、セーフティ・マイ・タウンチーム、少年警察ボランティア連絡会)と連携し、防犯情報の発信・共有(Morinfo、メールもりや等のSNS活用)を図り、市民の安全安心を確保する。

さらに、犯罪発生抑止を高めるため、市内全域に設置されている防犯カメラの更新・整備を進める。



防犯キャンペーン



防犯カメラ

02070504 街路灯整備管理事業

予算書P. 94

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	99,794	93,336	6,458	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	99,794	93,336	6,458	

【背景(なぜ始めたのか)】

夜間及び早朝の犯罪増加に伴う被害の防止と、都市化に伴う交通量の増加による交差点等の交通危険箇所対策として事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防犯灯及び街路灯(公園灯・遊歩道灯、道路照明灯、駅前街路灯)を整備し、維持・管理することで、夜間及び早朝の犯罪発生防止と交通安全の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯灯は、区長からの要望により、現地を確認のうえ設置していく。また、街路灯は、水俣条約によって水銀ランプ等の製造・輸出入が禁止されたため、器具やポール劣化が進んでいるものを優先に器具のLED化への改修を計画的に実施する。



防犯灯



道路照明灯

09010101 常総地方広域市町村圏事務組合負担金【消防】

予算書P. 190

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,225,093	1,199,647	25,446	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,225,093	1,199,647	25,446	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第11条第1項に基づき、消防体制の充実強化を図るため、昭和52年4月に旧水海道市、守谷町、谷和原村により、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の設置により、災害時等の広域的な連携を図ることができ、消防・救急・火災予防等の幅広い活動を行い、市民の生命・財産を災害から守り、安全安心のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火災の予防・警戒及び救急救命等の消防活動業務を行う常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成3市(守谷市、常総市、つくばみらい市)で人口や署員数に応じた負担金を支出する。

・負担割合: 均等割10%、人口割60%、署員数割30%(全体負担金3,035,225千円、市負担率40.36%)

09010201 消防団員活動事業

予算書P. 190

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	48,294	40,231	8,063	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,294	4,150	6,144	消防団員退職報償金
一般財源	38,000	36,081	1,919	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第18条第1項に基づき、守谷市消防団条例が昭和39年5月19日施行されたことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団員が初期消火活動や災害時に備えた訓練、さらには火災予防に関する啓発活動を行うことにより、市民の火災予防に対する意識の高揚を図り、生命財産を守る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防団員は、災害から市民の生命・身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、定期的な機器の点検、教育訓練、火災予防等の災害活動に必要な事業を行う。

- ・消防団員に対する年報酬退職報償金及び訓練手当等の支給
- ・消防団活動用の装備品、被服等消耗品等の購入
- ・各種教育訓練、消防学校入校及び操法大会への参加費



規律訓練



地区別中継放水訓練

09010203 消防車両器具維持管理事業

予算書P. 192

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,755	54,977	△ 52,222	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	44,000	△ 44,000	
その他	0	0	0	
一般財源	2,755	10,977	△ 8,222	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防団が迅速かつ効率的な活動を行うため、消防車両及び消防用可搬ポンプ等の維持管理を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団に配備した消防車両及び消防機械器具の維持管理を行い、災害時の緊急出動に備える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防車両等の点検・整備を実施し、災害時における消防活動を迅速に行えるよう備える。

- ・2か月に1回、各分団ごとに車両と機械器具等の点検を実施する。
- ・今年度は、9台(司令車、指揮車、広報車、第1、7、9、10、11、12分団)の消防車両の車検を実施する。



指揮車



消防ポンプ自動車

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,756	5,145	1,611	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11	6	5	消防施設行政財産使用料
一般財源	6,745	5,139	1,606	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防施設の充実と火災発生時の速やかな消火活動を行うため、消火栓や消防用具格納箱等の整備・更新を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防施設の充実により、火災発生時における迅速な消火活動や人命救助のための環境整備を図る。
AED用パッド33台分の更新(2年毎)を行い、安全・確実に使用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消火栓用消防用具格納箱、防火水槽の整備・更新を行う。
落札業者によりAED用パッドの交換を実施してもらう。



防火水槽



消火栓用器具格納箱

〔生活経済部 人権推進課 所管〕

02070401 男女共同参画推進事業

予算書P. 92

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	447	403	44	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	保育ルーム利用料
一般財源	446	402	44	

【背景(なぜ始めたのか)】

総理府（現在は内閣府）に男女共同参画室・審議会及び推進本部が設置されたことを受け、男女共同参画への取り組みが始まった。市では男女共同参画推進条例をもとに、その理念の実現のための計画を策定し、それに基づいた事業を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様な生き方や在り方が当たり前となるダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みを行う。

また市民及び市内事業者が市や市民団体が開催するセミナーやフォーラムに参加することで、性別による固定的役割分担意識の解消など、男女平等意識づくりを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に向けての取り組みとして、ダイバーシティフォーラムを開催することにより、市民への理解を図る取り組みを行う。

また、男女それぞれが自立し、自らの個性と能力によって多様な選択の幅を広げ、お互いを尊重し合い、対等なパートナーとして共に積極的に社会に参画することができる「男女共同参画社会」の実現のため、小学5年生、中学2年生を対象とした、男女共同参画絵てがみコンクールを実施すると共に、ダイバーシティの理解・促進を図るため、小中学生を対象に茨城県と連携した「ぼらりす教室」を開催する。

ダイバーシティ・男女共同参画においては、市職員向けの研修全体で推進していけるよう、その両分野にかかる職員向けの研修会を開催し、意識醸成の機会を設ける。



小学校での「ぼらりす教室」開催の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,586	4,584	2	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,586	4,584	2	

【背景(なぜ始めたのか)】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそ国（行政）の責務であると同時に国民的課題であるとし、国の同和対策事業特別措置法が制定され、県が昭和44年から、守谷市は昭和56年から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民をはじめ、市職員、小中学校教職員に対し啓発活動を積極的に実施することで、同和問題を中心とする、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図る。地域住民の生活の安定と福祉の向上並びに同和対策事業の推進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運動団体主催の研修会への参加や市民及び教職員向けの研修会を実施する。

同和問題の解決に寄与することを目的に活動する自主運動団体のうち、県が認めている運動団体の守谷支部へ補助金を交付する。

また市役所新規採用職員や新規会計年度任用職員を対象に、県と県教育委員会が制作した人権問題啓発ビデオ等を視聴することにより、様々な人権課題についての理解を広げていく。



部落差別(同和問題)研修会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,924	25,287	△ 15,363	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,170	1,166	4	文化会館運営費補助金
地方債	0	0	0	
その他	229	14,805	△ 14,576	文化会館使用料
一般財源	8,525	9,316	△ 791	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化会館（隣保館）は、福祉の向上や人権啓発のための「住民交流の拠点」となる地域社会に密着した福祉施設（コミュニティーセンター）として、昭和60年4月に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

隣保館運営事業を行い、様々な人権問題の速やかな解決に努める。また、地域住民の生活上の相談に応じ、関係機関などと綿密な連携を保ち、福祉の向上を図る。

施設を適切に維持管理することにより、隣保館運営が円滑にできる。また、利用者が安全で快適に館内を利用することにより住民サービスの向上につながる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権課題解決のため、生活相談事業や地域交流促進事業等を行う。また、来館者へ人権啓発用品の配布や人権に関する取組内容等を館内に掲示し、意識の向上に努める。併せて市民の利便性を図るため、テニスコート使用許可書発行事務等を行う。

館内の定期清掃や警備委託、保守点検などを実施することで、利用者へ快適なサービスを提供する。

令和7年度は老朽化した文化会館（隣保館）のトイレ洗面台の一部改修工事を行う。



人権啓発研修会の様子



地域促進交流事業(デッサン水彩画講座)

〔健幸福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 98

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,440	9,860	580	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	10	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,430	9,850	580	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、民生委員児童委員は地域の福祉増進のために幅広い活動を実施している。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会の活動を市として支援するために始まった事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区31名、北地区31名の合計96名の民生委員児童委員が定数である。

現委員の任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日までであり、令和7年度に一斉改選を行う。

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 99

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,231	1,083	148	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,231	1,083	148	

【背景(なぜ始めたのか)】

東日本大震災の教訓に基づき、平成25年に災害対策基本法が一部改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市の義務とされた。

また、その後の台風等の災害状況を踏まえ、令和3年の同法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市の努力義務とされた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

避難行動要支援者に関する情報を民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、避難行動要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市において避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域関係者と協力して個別避難計画の作成を行う。
 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、民生委員児童委員、自治会・町内会、自主防災組織等に定期的に提供する。
 地域においては、個別避難計画に基づいた避難訓練等を実施してもらい、地域の共助力向上を図る。



要支援者の情報提供会

03030102 生活困窮者自立支援事業

予算書P. 142

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,585	18,524	4,061	
国庫支出金	15,426	12,484	2,942	生活困窮者自立相談支援事業費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,159	6,040	1,119	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活困窮者に生活や就労の相談支援を行うことで、本人の状態に応じた自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自立相談支援事業：生活困窮者の生活や就労の相談、支援プランの作成を行う。

住居確保給付金：住居を失った又は失う恐れのある方に、一定期間、就労支援や給付金支給、低家賃物件への転居費用を扶助する。

就労準備支援事業：生活困窮者の就労に向けた基礎力形成等の計画的な準備支援を行う。

家計改善支援事業：家計管理が困難な方に必要な助言や指導等、対象者自身の家計管理能力を高める支援を行う。

居住支援事業：住居を持たない者に、一定期間、宿泊場所の供与や食事の提供等を行う。

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業は外部委託、居住支援事業は茨城県の広域実施に参加及びシェルター事業所を利用して行う。

国庫負担金対象事業：自立相談支援事業、住居確保給付金（補助率：3/4）

国庫補助金対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業（補助率：2/3）

実績（延べ数、令和6年12月31日現在）：自立相談支援相談件数：831件、住居確保給付金支給件数：0件、就労準備支援事業：22件、家計改善支援事業：92件

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	639,408	602,191	37,217	
国庫支出金	479,218	452,718	26,500	生活保護費負担金(医療扶助費等分)
県支出金	15,944	10,480	5,464	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	450	450	0	生活保護法第63条返還金(滞納繰越分)
一般財源	143,796	138,543	5,253	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。

平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切な指導をし、就労、自立促進、健康管理の支援を図る。

付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。

扶助費負担割合：国3/4、市1/4（居住地がない被保護者の場合：国3/4、県1/4）

○現状（令和6年12月31日現在 保護停止も含む）

常住人口：70,037人（12月1日現在）、保護世帯数：259世帯、保護人数：310人、保護率：4.4‰

〔健福祉部 保健予防課 所管〕

03010402 後期高齢者保健事業

予算書P. 114

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	59,678	53,438	6,240	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	433	200	233	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	38,450	34,135	4,315	後期高齢者保健事業受託料
一般財源	20,795	19,103	1,692	

【背景(なぜ始めたのか)】

健康診査事業は、被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、後期高齢者医療広域連合が、健康診査に係る業務を市町村に委託し実施している。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業は、令和2年度から、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業を、市町村と連携し国保保健事業及び介護予防等の事業と一体的に実施することとなり、その実施を市町村に委託することができるものとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1. 健康診査事業

被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の伸びの抑制を図る。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

75歳以上の高齢者に対する保健事業とフレイル予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 健康診査事業

集団健診(受診料無料)及び医療機関健診を実施。ナッジ理論を活用した未受診者への受診勧奨を実施することで受診率の維持向上を図る。また、新規75歳到達者に対し、健診受診が継続できるよう、受診勧奨を行い受診率向上に努める。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業

医療・介護・保健等のデータに基づく事業の企画調整を行い、関係課と連動し個別支援やフレイル予防対策に取り組む。

04010204 がん検診事業

予算書P. 149

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	69,126	61,619	7,507	
国庫支出金	406	535	△ 129	感染症予防事業費等負担金
県支出金	1,000	1,000	0	がん予防・検診促進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	90	57	33	大腸がん検診負担金
一般財源	67,630	60,027	7,603	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん検診は昭和36～37年に開始、子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は、昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより、がんの早期発見、早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん)検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

【集団検診】…胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し、各がん検診の検査方法で実施する。

検診の円滑な実施、利便性向上を目的に、電話とWebによる完全予約制にて検診を実施している。

*肺がん検診と前立腺がん検診は、集団健康診査会場で実施する。

*胃がん検診と大腸がん検診は、同日検診で実施する。

*子宮頸がん検診と乳がん検診は、単独検診またはセット検診として同日検診も実施する。

【医療機関検診】…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する方が協力医療機関で検診を受ける。4月中旬から年度末まで実施。

(単位：人)

検診名		実施方法	実施時期	受診人員 (見込み)
胃がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	1,700
子宮がん検診		集団検診	6月中旬～7月・1月	1,400
		医療機関	4月～3月末	1,300
肺がん検診（65歳以上は結核 検診としても同時実施）		集団検診	6月・9月・12月	6,600
かくたん検査		集団検診	6月・9月・12月	50
乳がん検診	超音波	集団検診	6月中旬～7月・1月	850
		医療機関	4月～3月末	600
	マンモグラフィ	集団検診	6月中旬～7月・1月	550
		医療機関	4月～3月末	600
大腸がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	3,000
前立腺がん検診		集団検診	6月・9月・12月	1,400

04010207 健康診査事業

予算書P. 150

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,742	5,160	582	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,470	660	810	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,272	4,500	△ 228	

【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を実施。19歳から39歳を対象とした健康づくり健康診査は、市単独事業として平成5年度から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病を予防する。また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。歯科検診は、歯科検診を受けていない方が検診を受診し、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

●健康診査内容

- ①健康づくり健康診査（19～39歳までの市民）
- ②40歳以上の生活保護受給者の健康診査
- ③肝炎検診（40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民）
- ④骨粗しょう症検診（40歳～70歳までの女性）
- ⑤若年女性への骨粗しょう症検診（20～30歳代の女性）
- ⑥歯科検診（20・30・40・50・60・70歳の市民）

●受診方法

- ①～③は受診を希望する方が、健康診査会場で受ける。（③は特定健診の個別医療機関健診と同時実施も可）
- ④骨粗しょう症検診を希望する方が市内公共施設で実施する集団検診で受ける。
- ⑤20～30歳代女性対象のセット健診受診者を対象に、希望する方が、健康診査会場で受ける。
- ⑥歯科検診は検診対象者が指定の歯科医院で検診を受ける。

04010218 予防接種事業

予算書P. 153

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	350,968	403,580	△ 52,612	
国庫支出金	1,160	2,344	△ 1,184	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	60,756	0	60,756	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金
一般財源	289,052	401,236	△ 112,184	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。小児の任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を予防し、健康の保持に寄与することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小児に対する予防接種は、保護者同伴で医療機関において定期接種及び任意接種の予防接種を行う。

子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種については、キャッチアップ接種期間中に接種を開始した方を対象に、令和7年度末まで期間を延長する。

風疹予防接種未接種者で、妊婦の夫または妊娠を希望する方に対し、接種費用の一部助成を行う。

高齢者に対する予防接種は、医療機関で接種した接種費用の一部を医療機関窓口もしくは償還払いにて助成する。令和7年度より、新たに带状疱疹ワクチンの予防接種を行う。

小児等予防接種

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
定期予防接種	ヒブ	生後2月から生後60月に至るまでの間
	小児肺炎球菌	
	B型肝炎	生後12月に至るまでの間
	4種混合・5種混合	生後2月から生後90月に至るまでの間
	BCG	生後12月に至るまでの間
	ロタウイルス	生後6週から生後24週0日または生後32週0日までの間
	水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間
	MR	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間 2期：小学校就学前の1年間
	日本脳炎	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間 2期：9歳から13歳未満
	二種混合	11歳から13歳未満
	子宮頸がん（2価・4価・9価）	小学校6年生から高校1年生相当の女子
	子宮頸がん（2価・4価・9価） （キャッチアップ接種者）	誕生日が平成9年4月2日から平成20年4月1日の方で、 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種している方
任意予防接種	MR	2歳から年中
	おたふくかぜ	1歳から4歳
	小児インフル	生後6月から中学3年生

高齢者予防接種

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
定期予防接種	高齢者肺炎球菌	65歳の方
	高齢インフル	接種日当日に65歳以上の方、または 60から64歳で内臓疾患で身体障がい者手帳1級相当の方
	帯状疱疹	65歳の方（※5年間の経過措置として、70、75、80、 85、90、95、100歳の方） 60歳から64歳で免疫機能の障害を有する方
任意予防接種	帯状疱疹	65歳以上の方で定期予防接種対象者を除いた方 50歳から59歳で免疫機能の障害を有する方

その他

予防接種種別	予防接種名	接種対象者
任意予防接種	風疹	風疹予防接種未接種者で妊婦の夫または妊娠を希望する方で誕生日が昭和39年4月2日から平成2年4月1日の方

〔健幸福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 114

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	577,436	547,925	29,511	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	577,436	547,925	29,511	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分を市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担経費及び、医療給付費の市町村負担分(1/12)の療養給付費負担金を、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

内訳

広域連合共通経費 28,297千円

後期高齢者医療給付費 549,139千円

03010602 医療費助成事業

予算書P. 116

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	381,638	424,139	△ 42,501	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	176,607	197,881	△ 21,274	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	180,029	201,256	△ 21,227	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療費助成事業の所得基準内の妊産婦、18歳の年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする(重度障がい者は自己負担なし)。子どもは、小学6年生までは入院、外来の助成、中学生から18歳の年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。県の補助事業であり、財源負担割合は県1/2、市1/2となる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	175,543	178,215	△ 2,672	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	175,343	178,015	△ 2,672	

【背景(なぜ始めたのか)】

県から補助を受け実施している医療費助成事業（マル福）を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳の年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関では現物給付により助成する。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い（後払い方式）により助成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,202	3,498	704	
国庫支出金	4,202	3,498	704	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び協力・連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

03010323 介護人材確保対策事業

予算書P. 113

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	540	0	540	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	540	0	540	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和22年度には団塊ジュニアの世代が高齢者となり、厚生労働省の推計によると全国で介護職員が約57万人不足する。地域高齢者の介護を支える介護職員の人的確保が大きな課題となると見込まれていることから開始する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

介護職員の人材確保及び定着支援を目的として、助成事業を実施し、今後の介護保険サービスの維持を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

介護職員等の確保及び定着の支援と事業所のサービスの質の向上を図るため、市内の事業所に勤務する介護職員が介護サービスの提供に関わる資格の取得や研修の修了をした場合に、予算の範囲内で受験手数料又は受講料等の一部を助成する。

03010502 居宅サービス利用者負担軽減事業

予算書P. 115

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,536	4,949	587	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,536	4,949	587	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉

介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・老齢福祉年金を受給している方 → 自己負担額の5割を軽減する。
- ・上記以外の方 → 自己負担額の3割を軽減する。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010209 福祉タクシー助成事業

予算書P. 103

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,829	2,501	328	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,829	2,501	328	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

令和5年9月のタクシー運賃改定に伴い、令和6年に要綱を改正し、同年4月から助成額等を変更した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券（助成額500円）により、1回の乗車につき最大2枚分まで助成する。

【対象者】

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳○A・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

【助成内容】

年36枚（人工透析を実施している方は年72枚）のタクシー券を支給する。

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 104

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,988,851	1,893,227	95,624	
国庫支出金	993,047	945,421	47,626	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	496,523	472,710	23,813	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	499,281	475,096	24,185	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がいを除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 104

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	47,313	44,518	2,795	
国庫支出金	18,399	18,079	320	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	9,200	9,040	160	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	66	66	0	手話奉仕員養成講座テキスト代
一般財源	19,648	17,333	2,315	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市が定めた福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市が定めた福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

【実施事業】

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付扶助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）
- ・その他
手話奉仕員養成講座（テキスト代のみ自己負担）
事業費の公費負担割合は、国が1/2、県及び市が1/4である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,304	39,078	1,226	
国庫支出金	17,094	17,073	21	特別障がい者手当負担金
県支出金	594	738	△ 144	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	22,616	21,267	1,349	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年に規定された特別児童扶養手当等の支給に関する法律、昭和52年に規定された守谷市在宅障害児福祉手当支給条例及び平成20年に規定された守谷市難病患者福祉手当支給要綱に基づき、障がい者やその保護者等に対して、手当の支給を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、障がい者等が安定した生活を送れることやその家族の労苦を見舞うとともに、その福祉の増進を図り、日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・特別障がい者手当 (28,840円/月)
精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に、年4回 (5月、8月、11月、2月) に分けて、手当を支給する。
- ・障がい児福祉手当 (15,690円/月)
精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に、年4回 (5月、8月、11月、2月) に分けて、手当を支給する。
- ・在宅障害児福祉手当 (4,000円/月)
在宅障がい児の保護者を対象に、年2回 (4月、10月) に分けて、手当を支給する。
- ・難病患者福祉手当 (20,000円/年)
手当支給申請時において引き続き6か月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者 (生活保護等公的扶助を受給している方を除く) を対象に、手当を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,060	24,385	△ 1,325	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	252	252	0	駐車場使用料
一般財源	22,808	24,133	△ 1,325	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。

03010229 基幹相談支援センター運営事業

予算書P. 109

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,323	953	370	
国庫支出金	446	265	181	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	222	132	90	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	655	556	99	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がいのある方や家族、関係機関等が抱える様々な問題に対し、障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するため、令和6年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基幹相談支援センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方の総合相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある方に関する多種多様で複雑な相談や問題に対し、迅速かつ適切な解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・障がいの種別や各種のニーズに対応した総合的・専門的な相談支援
- ・医療的ケア児・者への相談支援
- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、人材育成支援（研修会の企画・運営等）
- ・地域の相談機関（相談支援事業者、障がい者相談員等）や障がい者団体、関係事業者等との連携強化
- ・障がいのある方の地域移行・地域定着の促進（入所施設や精神科病院への働きかけ等）
- ・守谷市地域自立支援協議会の運営
- ・権利擁護（差別解消に関する取組、成年後見制度利用支援事業の実施等）
- ・虐待の防止及び対応

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,594	4,102	492	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,130	796	334	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,464	3,306	158	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和38年施行の老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして、老人クラブ（現在の守谷市では「シニアクラブ」）の支援を開始。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市シニアクラブ連合会及び県老人クラブ連合会と連携を図り、事業の推進や単位シニアクラブに対する支援に努め、必要に応じて助言・指導を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化させ、高齢者の生きがいや健康づくりを目的とし、社会参加を促進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの補助金支給を行うとともに、スポーツ大会、文化交流会、研修会その他生きがい事業や健康づくり事業などの企画及び実施を支援する。



元気わくわくスポーツ大会(ペタンク)



健康麻雀大会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,993	13,286	4,707	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	330	1,837	△ 1,507	老人保護措置費負担金
一般財源	17,663	11,449	6,214	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法において「65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所を委託する」との入所措置が定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方の安心安全な生活の場を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の実態把握に努め、心身・経済状況、家庭環境を踏まえた具体的処遇方策の確立を図った上で、適切な施設への入所措置を行う。

入所措置を適切に行うため、守谷市老人ホーム入所判定委員会において、措置要否の判定を行う。

措置入所者については、毎年度面談と、措置施設から提出された現況報告書により、状況確認を行い措置継続の決定をする。

利用者の負担額は、前年の所得により決定する。

措置入所者の心身の状態を勘案し、本人に適した入所措置を行うとともに、心身の状態に変化が生じた際は、必要に応じて介護保険施設に入所を検討するなど、措置入所者が安心できる生活の場を検討する。

03010305 ひとり暮らし高齢者緊急通報体制等整備事業

予算書P. 111

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,906	16,880	2,026	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	120	120	0	緊急通報サービス納付金
一般財源	18,786	16,760	2,026	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者等に対する、急病や事故など緊急時の連絡体制整備が求められていたため、平成2年度から開始した。ひとり暮らし高齢者が増加している状況を踏まえ、サービス内容を見直し、令和3年度から警備会社への委託に切替えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者の方が、安心して暮らせるようサービスの拡大及び利用促進を図り、緊急時の迅速な対応を整備することにより安全な生活を確保する。また、安否確認等に対応できる体制を整備することで、有事の際に早急に介入できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 緊急通報機器を設置し、ボタンを押すと警備会社の警備員が駆け付け、状況に応じて常総広域消防本部に出動要請を行う。
- 2 安否確認センサに24時間反応が無い場合、自動で通報し警備員が駆け付ける。
- 3 コールセンターの専門職が24時間365日、利用者の健康相談に対応する。
- 4 緊急通報機器で温度・湿度を計測し、自動音声で熱中症注意喚起を行う。
- 5 避難勧告などのエリアメールを自動音声で読み上げる。

緊急通報機器は、電話回線の有無や種類を問わず設置できる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,685	2,755	930	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	99	74	25	軽度生活援助派遣納付金
一般財源	3,586	2,681	905	

【背景(なぜ始めたのか)】

高齢者福祉計画に基づき、高齢者の日々の生活において生じる様々な生活課題について、それらを支援するサービスを開始した。

認知症高齢者等個人賠償責任保険制度は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)に基づき認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、令和6年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認知症高齢者等個人賠償責任保険制度は、認知症高齢者等が日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に、市が加入する保険から1事故につき最大3億円までを補償するもの。

移動販売支援事業は、移動スーパーが停留する場所へ直接足を運ぶ機会を持つてもらうことにより、日常生活を続けることとフレイル予防につなげる事を目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

認知症高齢者等個人賠償責任保険制度

守谷市認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録した者であり、認知症により事故や事件などの恐れがある者が市へ申請し、事故や事件により賠償責任が生じた場合に市が契約した損害保険会社が保険金の支払いを実施する。

移動販売支援事業

移動スーパーは、月曜日から金曜日まで祝日を含め市内各地を回り、高齢者の買い物を支援する。

〔こども未来部 のびのび子育て課 所管〕

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 118

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,448	16,918	530	
国庫支出金	7,911	7,423	488	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,981	3,207	△ 226	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	6,556	6,288	268	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当：借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金：保護者が就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、生活の安定と経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当

[支給対象] 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
[支給月額] 5,000円、[支給時期] 4月、8月、12月に前月分までの手当を支給

※令和7年度受給見込件数：115件

- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金

[支給対象] 児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯等

[支給月額] 非課税世帯：100,000円 課税世帯：70,500円

修業最後の12か月 非課税世帯：140,000円 課税世帯：110,500円

[支給時期] 各月

※令和7年度受給見込件数：9件

03020110 ファミリーサポートセンター事業

予算書P. 119

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,554	17,288	266	
国庫支出金	3,933	3,366	567	ファミリーサポートセンター事業費補助金
県支出金	3,933	3,366	567	ファミリーサポートセンター事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	178	132	46	複写機保守料負担金
一般財源	9,510	10,424	△ 914	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労有無を問わず子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも同年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月から「センター援助」（一時預かり）を実施、また平成31年2月から実施個所を1か所増やした。令和4年度から業務を委託し、更にサービスを拡大して子育て支援の推進を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動（一時預かり）を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童の福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 相互援助活動

- ・保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
- ・保護者の就労や病気の場合の援助
- ・市主催の講座や会議等で必要な保育ルーム設置へのサポーター派遣

2 一時預かり事業

- ・就学前児童の守谷市市民交流プラザ内センターでの預かり「ぴよぴよ」
- ・就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「ぴよぴよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・サポーター育成講座（年2回以上実施）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座の実施。令和4年度から事業を民間委託し、ファミリーサポートセンター窓口及び一時預かり「ぴよぴよ」を土曜、祝日も開設し、サービスを拡大する。安全で質の高い支援ができるよう、民間活力を活用し、引き続きサポーター会員の確保、研修等を実施する。

03020130 こども家庭センター事業

予算書P. 121

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,254	8,422	1,832	
国庫支出金	6,770	4,211	2,559	こども家庭センター事業補助金
県支出金	1,692	2,388	△ 696	こども家庭センター事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,792	1,823	△ 31	

【背景(なぜ始めたのか)】

改正児童福祉法により、市区町村において子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関であるこども家庭センターの設置に努めることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊娠期から子育て期までの一体的な支援が実現することで、早期の支援によって子どもに関する問題の早期対策と解決を目指し、虐待の予防につながるといった効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,723	27,783	△ 8,060	
国庫支出金	12,078	17,478	△ 5,400	地域子育て相談機関補助金
県支出金	3,551	4,882	△ 1,331	地域子育て相談機関補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,094	5,423	△ 1,329	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援を行うための事業が拡充された。守谷市においても既存の事業の拡充と新規事業の開始を行った。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家事、育児に対して不安や負担を抱える家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童に対して、訪問型支援、通所型支援、短期入所型支援等の支援を実施することにより、課題の解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

こども家庭センターにおいて対象者へのアセスメントを行い、サポートプランを作成した要支援・要保護児童家庭を対象にサービスの利用推奨または必要に応じて利用の措置を行う。

対象となる事業

- 地域子育て相談機関（国庫補助 2/3 県補助 1/6（直営含め3か所分））
 - ・妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て支援拠点2か所（Soramai KID、ねっこ守谷）に委託
- 茨城出会いサポートセンター
 - ・茨城県の結婚支援事業の中核的組織、市町村の人口割で負担金が定められているもの。
- 母子生活支援施設措置費（国庫補助 1/2 県補助 1/4）
 - ・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に定められた、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援する施設。令和7年度は1名が6か月利用すると見込んでいる。
 - 入院助産施設は、児童福祉法第36条に定められた、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせることを目的とする施設。令和7年度は1名の利用を見込んでいる。
- 子育て短期支援事業（国庫補助 1/3 県補助 1/3）
 - ・児童の保護者が、傷病、出産、事故その他の理由によりその児童を養育することができない場合に、一時的に児童を児童養護施設等へ預けることができる制度。令和7年度は2歳未満児40日、2歳以上児40日の利用があると見込んでいる。
- 子育て世帯訪問支援事業（国庫補助 1/3 県補助 1/3）
 - ・要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、訪問して子育てに関する情報の提供、家事、養育に関する援助等を行う事業。令和7年度は、育児支援、家事援助、ファミリーサポートセンターをそれぞれ2人が30時間利用すると見込んでいる。
- 初回産科受診料助成（国庫補助 1/2）
 - ・非課税世帯妊婦の初回受診料（自費分）の助成をする事業。令和7年度は5件の利用を見込んでいる。
- ファミリーサポートセンター利用料助成（国庫補助 1/3 県補助 1/3）
 - ・低所得世帯やひとり親世帯がファミリーサポートセンターを利用する場合の利用料を助成する事業。令和7年度は、施設援助（ひとり親）1名、在宅援助（非課税世帯）1名の利用を見込んでいる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	60,879	63,705	△ 2,826	
国庫支出金	56,377	39,130	17,247	妊婦のための支援給付交付金
県支出金	109	10,398	△ 10,289	妊婦のための支援給付交付金
地方債	0	0	0	
その他	2,616	2,387	229	森林環境譲与税基金繰入金
一般財源	1,777	11,790	△ 10,013	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和4年度に伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金が創設され、守谷市においても令和5年3月から合計10万円を交付する当該事業を開始。子ども子育て支援法の改正により令和7年度から妊婦のための支援給付と名称が変更される予定であるが、様々な不安や悩みに応え、ニーズに応じた支援に繋げるための妊産婦包括相談支援事業との効果的な組合せを行い、引き続き経済的支援を行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊産婦の出産や子育てに対する不安感や孤立感、経済的な負担を解消し、安心して出産・子育てができる環境を整える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

計3回(妊娠届出時、妊娠8か月前後(希望者のみ)、出生届出から2～3か月の間)のアンケートと保健師や助産師等の専門職員による面談を通し、出産や育児のプランについて一緒に考え、支援やサービスなどの案内を行う。

また、妊産婦包括相談支援事業との組合せにより、妊娠届出時に面談を行った後に5万円、出産後には地域子育て支援拠点で行うハローベビーの会に参加した後に5万円の交付金を支給する。

- ・ 出産前 50,000円×550人分(国庫補助10/10)
- ・ 出産後 50,000円×450人分(国庫補助10/10)

※令和7年度については、令和6年度中に出産応援ギフトを受け取った方の子育て応援ギフトの補助率が従前のおりとなる。

- ・ 50,000円×100人分(国庫補助2/3 県補助1/6)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,864	0	4,864	
国庫支出金	2,432	0	2,432	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,694	0	1,694	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	738	0	738	

【背景(なぜ始めたのか)】

これまでは妊産婦及び子育て世代へのタイムリーな情報発信及び予防接種のスケジュール管理を行っていた。国では母子健康手帳の電子化を令和8年度に目標としているところ、まずは電子母子健康手帳を導入し、既存のサービスを維持しつつ、追加機能を利用することで、体調を整えることが難しい妊婦や、小さな子どもを抱えた子育て家庭に対し、窓口滞在時間や申請書記載等の手間を縮減することで利便性を向上できる可能性を認識したことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊娠期から子育て期に必要な申請・アンケート回答・予約を母子健康手帳アプリを通じて行うことを可能とし、利便性を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子健康手帳アプリを導入し、追加機能を利用して妊娠届出・面談時のアンケート記載、出産応援交付金及び子育て応援交付金申請、面談予約、地域子育て支援センターの講座予約を可能とする。

03020216 地域子育て支援センター運営事業

予算書P. 127

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	66,467	64,976	1,491	
国庫支出金	17,776	18,986	△ 1,210	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	13,761	14,992	△ 1,231	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	185	148	37	子育て講座参加者負担金
一般財源	34,745	30,850	3,895	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭内や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の育児相談等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 広場事業及び園庭開放（ひろば事業の開催：夢っ子ひろば、出前広場）
- 2 育児相談（来館、電話、メール、予約相談、ぽかぽか子育て教室の実施）
- 3 子育て講座（保健講座、食育講座、安全に関する講習、親子ふれあい講座、母親のリフレッシュ講座）
- 4 妊産婦からの子育て支援の実施（プレママ交流会）
- 5 イベント（夢っ子まつり、夢っ子コンサートなど）
- 6 子育てサークル支援（部屋の貸出、おもちゃ貸出、サークル活動相談）
- 7 地域交流・ボランティア交流（高齢者やボランティアサークルとの交流）
- 8 情報発信（子育て支援会議開催、広報紙・ホームページ・SNS）

※子育て支援施設においてウォッチ・ミー・プレイの手法を導入し、適切な愛着形成について啓発を行い、親子の信頼関係構築を支援するための講習会を行う

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,291	28,353	△ 1,062	
国庫支出金	3,418	3,083	335	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	3,418	3,083	335	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	20,425	20,941	△ 516	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	30	1,246	△ 1,216	

【背景(なぜ始めたのか)】

第三次守谷市総合計画の中で「出産・子育ての希望をかなえる」と掲げた重点プロジェクトの取組として「安心して子育てができるまちを実現」させるため、子育て世代へ「安心して遊べる場所」及び「子育て不安の解消と交流の場所」を一体的に整備し、地域の子育て支援、また、大型遊具等を活用した遊びの中で将来の生活に必要な基本動作、危険回避能力、運動能力及びコミュニケーション能力をバランスよく培い健全な心身を育成するために設置する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

遊びをとおしての児童の心身の健やかな育成及び子育て世代への交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子育てができる環境整備を図り、児童福祉の向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年12月に保健センター2階の東側の部屋に開設。研修を受けたプレイリーダーが、親子の遊びをより発展させるようサポートを行い、子どもが自分で遊びを生み出す創造力を培い、自ら育つ力につなげる。おやこ保健課の保健師と連携して気軽な育児相談の開催、子育て支援施設として子育て親子の交流の場と子育て関連広報の提供を行い、子育て不安の解消と交流の場の提供につなげる。



親子で遊びながら、乳幼児期に大切な「運動能力」等を培う

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	52,127	79,302	△ 27,175	
国庫支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	210	30,315	△ 30,105	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	43,555	41,785	1,770	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育て情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：アクティオ(株) [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、音楽を通じての異世代交流、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（のびのび子育て課）、ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。

03020502 南守谷児童センター運営管理事業

予算書P. 138

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,926	42,020	14,906	
国庫支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	288	288	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	48,276	34,530	13,746	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：(株)こどもの森 [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、配慮を必要とする児童への遊びの支援、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※前年度との比較：主な増額分は、体育館の床改修工事によるもの。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,441	22,826	△ 385	
国庫支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	4,181	3,601	580	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,079	15,624	△ 1,545	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷駅周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した。（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]業務委託：(株)明日葉 [委託期間]令和5年度から5か年

[児童館業務]広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。

【こども未来部 すくすく保育課 所管】

03020203 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 126

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,331,580	2,785,605	545,975	
国庫支出金	1,569,162	1,268,062	301,100	子ども・子育て支援事業費負担金
県支出金	711,982	592,114	119,868	子ども・子育て支援事業費負担金
地方債	0	0	0	
その他	191,430	206,366	△ 14,936	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	859,006	719,063	139,943	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い保育を必要とする児童が増加してきたことにより、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み(公定価格)に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園(新制度移行)、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、幼稚園(新制度未移行)、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等に対して子育てのための施設等利用給付費を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・施設型給付 利用定員数及び管外利用数(令和7年度見込) 市内認定こども園(2か所・395人)、市内新制度移行幼稚園(2か所・225人) 管外公立保育所(1か所・2人)、管外認定こども園(9か所・14人) 管外新制度移行幼稚園(2か所・340人)

・地域型保育給付 市内小規模保育事業所(5か所・95人)、市内家庭的保育事業所(1か所・4人)、市内事業所内保育事業所(1か所・12人)、管外事業所内保育事業所(1か所・1人)

・委託費 市内民間保育所(17か所・1,570人)、管外民間保育所(2か所・5人)

・施設等利用給付 新制度未移行幼稚園(4か所)、認可外保育施設(6か所)

・幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金 60人

・多子世帯利用者負担軽減助成金(県補助事業) 115人

・多様な集団活動利用支援給付(市外2か所・4人)

※前年度との比較: 保育士賃金の処遇改善にかかる公定価格の単価アップによる増額。

03020204 保育人材確保事業

予算書P. 126

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,537	3,024	513	
国庫支出金	148	0	148	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,240	3,024	216	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	149	0	149	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育士等の人材が不足しており、市内では利用定員までの受入が困難な、又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内保育所等が、定員まで児童を受け入れ、多様な保育サービスを十分行えるよう、新たな保育士等の人材確保や保育士等が長く働き続ける職場づくりを支援し、保育の質の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】**1 新規採用保育士就労助成金**

市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ助成金を支給する。

- ・対象：市内保育事業所で新規に雇用された常勤職員（保育士等） 27人見込
- ・金額：月額10,000円

2 就職説明会（年1回）

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職説明会を開催する。

- ・参加施設：市内の保育所、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設
- ・協力機関：ハローワーク常総、保育士等養成機関

3 離職防止・職場環境改善研修会（年2回）

保育士の離職防止を図るための「働きやすい職場の環境づくり」に関する研修会を開催する。

- ・対象：市内保育事業所の施設長等
- ・講師：民間研修開催事業者（委託）

※前年度との比較：離職防止を図るための研修委託経費の追加及び就労助成金を月額7,000円から10,000円へ引き上げたことによる増額。

03020207 民間保育所運営費補助事業

予算書P. 126

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,967	54,788	2,179	
国庫支出金	60	60	0	実費徴収補足給付事業補助金
県支出金	60	60	0	実費徴収補足給付事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	56,847	54,668	2,179	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わり保育を行う市内保育所等の保育の質の向上を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金の交付を開始した。

また、民間保育所等における障がい児保育の促進を目的に、令和5年度から守谷市保育所等障がい児保育事業費補助金の交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育の質の向上を図る。また、障がい児保育担当の保育従事者の人件費及びその他障がい児保育に要する費用を補助し、民間保育所等における障がい児保育の促進を図る。さらに、生活保護世帯等に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の円滑な保育等の利用を図り、その健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・民間保育所運営費補助事業 施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。(計25か所)

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額(8か所)

60～89人 1,440千円(8か所)

90～119人 2,160千円(6か所)

120～149人 2,880千円(2か所)

150～179人 3,600千円(1か所)

・実費徴収補足給付事業 生活保護世帯等に対し、保育所等が保育料とは別に徴収する行事や文房具等に要する費用の一部を補助する。 教材費・行事費等 月額2,500円

・障がい児保育事業費補助事業

施設型給付費等の算定における配置基準を超えて配置された障がい児保育の専従者の人件費及びその他障がい児保育に要する費用を、基準額に各月初日に在籍する障がい児等の数を乗じた額を補助する。

基本分(障がい児) 幼稚園及び認定こども園10,000円、保育所等32,200円

加算分(重度障がい児) 幼稚園及び認定こども園24,600円、保育所等67,800円

※前年度との比較：運営費及び障がい児補助金の対象施設に企業主導型保育事業所を追加したことに伴う増額。

03020209 一時預かり事業

予算書P. 126

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,472	28,906	△ 8,434	
国庫支出金	6,823	9,635	△ 2,812	一時預かり事業補助金
県支出金	6,823	9,635	△ 2,812	一時預かり事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,826	9,636	△ 2,810	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、一時的に保育所等における児童の保育が必要となった保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を保育所等で預かり、必要な保育を行う。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援する等、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり(一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として、事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 0～299人(1か所) 2,833,000円、300～899人(3か所) 3,105,000円、

・一時預かり(幼稚園型)

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

※前年度との比較：令和5年度の利用実績に基づき事業費を算定したことに伴う減額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,120	14,202	2,918	
国庫支出金	5,706	4,734	972	延長保育事業補助金
県支出金	5,706	4,734	972	延長保育促進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,708	4,734	974	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

・基準額

○一般型(保育標準時間)

30分延長(保育所、認定こども園) 600,000円(6か所)

1時間延長(保育所、認定こども園) 1,760,000円(7か所)

1時間延長(小規模保育事業A型) 600,000円(2か所)

※前年度との比較:子ども・子育て支援交付金の基準額改定に基づき算定したことによる増額。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	32,878	28,872	4,006	
国庫支出金	7,392	0	7,392	一時預かり事業補助金
県支出金	7,392	0	7,392	一時預かり事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	18,094	28,872	△ 10,778	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所の申込みをしたが利用保留となった児童に保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認証保育園(市認定の認可外保育所(1か所))へ保育を委託し、保育所利用保留児童の保育提供体制を確保し保護者の就労を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内認可外保育所を認証保育園として契約し、認可保育所に利用保留となった市内在住の児童を受入れる。

- ・令和7年度認証保育園数 1か所
- ・委託見込数 延べ 252人
- ・月額保育料上限額 0歳児：25,000円 1歳児：25,000円、2歳児：20,000円、3～5歳児：17,000円

※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料。

※前年度との比較：令和6年度の実績に基づき算定したことによる増額。

03020214 病児・病後児保育室委託事業

予算書P. 127

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,483	9,469	2,014	
国庫支出金	3,827	3,156	671	病児・病後児保育事業補助金
県支出金	3,827	3,156	671	病児・病後児保育事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,829	3,157	672	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事を休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気にかかり、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6
 - ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
 - ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
 - ・定員：3人
 - ・対象：生後6か月から小学校6年生までの守谷市に住所を有する病児・病後児であり、保育所等での集団保育が困難な状態で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な児童。
- ※前年度との比較：人件費高騰に伴い委託料を子ども・子育て支援交付金の基準額に基づき算定したことによる増額。

03020220 保育利用支援事業

予算書P. 129

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	50,526	50,526	0	
国庫支出金	25,263	25,263	0	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	25,263	25,263	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が育児休業を切り上げて復職すること無く、育児休業中に育児休業終了後の保育所等の利用申込が可能となるよう、市では入所予約制を実施している。

国は入所予約制の実施体制を整備するために、保育対策総合支援事業費補助金（保育利用支援事業）として、入所予約制により児童が入所するまでの期間に、保護者との連絡調整や相談対応を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、令和元年度から市での補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保育所等の入所時期を年度初めに限ることがないため、保護者が育児休業を最大限取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上につながる。また、児童が入所するまでの期間の人件費を補助することで、施設における保育士等の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、入所予約の児童が入所するまでの間、保護者等との連絡調整や保護者への相談対応を行う保育士等の配置に要する費用の一部を補助する。

- ・対象経費 保護者等との連絡調整を行う保育士等の人件費
- ・基準額 1施設当たり2,406,000円
- ・負担割合 国1/2 市1/2
- ・対象施設 保育所15施設 認定こども園1施設 小規模保育事業5施設

※前年度との比較：令和5年度の利用実績に基づき事業費を算定したことに伴う減額。

〔こども未来部 土塔中央保育所 所管〕

03020401 土塔中央保育所運営事業

予算書P. 131

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	134,173	111,077	23,096	
国庫支出金	300	0	300	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	19,838	21,466	△ 1,628	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	114,035	89,611	24,424	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所で開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、児童一人一人の発達過程に応じて保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

ICT保育業務支援システムを活用し、更なる業務の効率化、ペーパーレス化と保護者に対する利便性の向上を図る。また、0歳児に午睡センサーチェックアプリ及びマットを導入し、体動センサーと保育士によるダブルチェックにより午睡中の事故の予防と安全管理の向上を図る。

・定員 122人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



いっしょにたべるとおいしいね

〔こども未来部 北園保育所 所管〕

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 133

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	114,581	84,408	30,173	
国庫支出金	676	0	676	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,216	19,152	△ 936	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	95,689	65,256	30,433	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、児童一人一人の発達過程に応じて保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育、医療的ケア児の受入れを実施する。

ICT保育業務支援システムを活用し、更なる業務の効率化、ペーパーレス化と保護者に対する利便性の向上を図る。また、0歳児に午睡センサーチェックアプリ及びマットを導入し、体動センサーと保育士によるダブルチェックにより午睡中の事故の予防と安全管理の向上を図る。

・定員 94人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



片栗粉であそぼう

〔こども未来部 おやこ保健課 所管〕

03010224 こども療育教室通園指導事業

予算書P. 107

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,900	7,039	△ 1,139	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,900	7,039	△ 1,139	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談などの支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始。児童福祉法改正で現在は就学前の児童対象の「児童発達支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者を対象として、児童発達支援の利用を希望する場合には親子で通園してもらい、適切な療育指導を行うことで児童の発達を促すとともに保護者からの相談に応じ、不安を軽減する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

○「個別指導」：療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施

○「相談業務」：発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談

04010210 乳幼児健康診査事業

予算書P. 151

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,699	11,422	△ 723	
国庫支出金	1,956	1,102	854	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,743	10,320	△ 1,577	

【背景(なぜ始めたのか)】

身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始。令和6年度より出産後から切れ目のない健康診査を実施するため1か月児健康診査を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

4か月児(3～4か月)とその保護者、1歳6か月児とその保護者、3歳5か月児とその保護者を対象に、健康状態を確認し、疾病の早期発見・早期治療や健やかな発達を促すとともに育児の支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

【集団健診】

○3～4か月児健診：計測、内科・整形外科診察、保健指導。

○1歳6か月児健診：計測、内科・歯科診察、フッ素化合物塗布、保健指導を実施

○3歳5か月児健診：計測、内科・歯科診察、尿検査、視力検査、保健指導を実施

※各健診において、育児不安解消のため子育てアンケートを実施。未受診者には電話、再通知、訪問等で受診勧奨を行う。

【医療機関健診】

1か月、9～11か月の乳児と、通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して、各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。

【新生児聴覚検査】

新生児の入院中、または外来により産科医療機関で行う新生児聴覚検査に係る費用助成を実施。

(単位：人)

健診名	実施回数	対象者数
1か月健診	医療機関で個別に実施	529
3～4か月健診	24	574
1歳6か月児健診	24	562
3歳5か月児健診	28	623
9～11か月健診	医療機関で個別に実施	539
新生児聴覚検査	医療機関で個別に実施	529

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 152

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,151	13,273	5,878	
国庫支出金	9,065	6,366	2,699	子ども・子育て支援交付金、母子保健衛生費補助金
県支出金	4,881	1,017	3,864	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,205	5,890	△ 685	

【背景(なぜ始めたのか)】

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な指導を目的に、母子保健法に基づき県が実施していたが、平成9年度に市に移管された。低体重児訪問(2,500g未満)についても、権限移譲により平成21年度から市が実施することになった。また、産後ケア事業については、国庫補助事業として創設され、市では平成29年度から事業を開始している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児については、疾病の早期発見、虐待予防と健やかな成長の支援をする。産婦については、母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が、安心して子育てができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜新生児訪問＞

生後4か月未満までの乳児と産婦に対し、保健師、助産師及び委託助産師が1～2回家庭訪問を実施し、体重測定、母乳栄養や育児の相談、産婦の心身の健康相談を無料で行う。里帰り中の場合は、里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

<産後ケア>

出産後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とする者に対し、医療機関や助産院に宿泊や通所、又は助産師が自宅を訪問して乳房ケアや授乳指導、育児相談など産後ケアを実施し、育児不安や負担を軽減できるようサポートする。

<多胎妊産婦等支援業務>

多胎妊産婦や多胎家庭にヘルパー等を派遣して日常の家事、育児の援助を行う。

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 153

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	81,943	65,618	16,325	
国庫支出金	2,668	2,855	△ 187	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	79,275	62,763	16,512	

【背景(なぜ始めたのか)】

母子保健法に基づき、県において昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に対する妊婦健診受診料の助成が開始された。平成9年度から母子保健業務の移管により、市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産間もない時期の産婦に対する健康診査受診料の助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診受診料(指定検査項目)の一部を公費負担し適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診受診料(指定検査項目)の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子手帳交付時に妊婦(16回)及び産婦(2回)健診の受診票を交付し、健診料の公費負担を実施する。適切な健康管理を促す観点から、妊婦健診は出産に至るまでの公費負担を実施する。

04010222 不妊治療費助成事業

予算書P. 154

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,250	11,703	3,547	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	15,250	11,700	3,550	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	3	△ 3	

【背景(なぜ始めたのか)】

特定不妊治療及び不育症治療に対し経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を実施している。平成25年度から特定不妊治療、平成30年度から男性不妊治療、令和3年度から保険適用外の不育症治療にかかる費用の助成を開始した。令和4年度に不妊治療が保険適用となるが、保険の有無にかかわらず費用の一部助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不妊治療費助成は、保険適用・適用外にかかわらず、1回の治療につき5万円を上限に助成する。

また、不育症治療費助成は、保険適用外の検査または治療につき、1回あたり5万円を上限に、対象者一組に対し6回まで助成する。

〔都市整備部 都市計画課 所管〕

08040105 景観形成推進事業

予算書P. 180

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,652	4,795	△ 1,143	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,363	1,487	△ 124	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	2,289	3,308	△ 1,019	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成16年に国において景観法が定められ、まちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であるため、市は平成17年8月24日に「景観行政団体」となった。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、良好な都市景観の形成を図るため、平成19年4月1日に「守谷市景観計画」、「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民共有の財産である良好な都市景観を守り、次世代に引継ぐために「守谷市景観計画」に即した景観まちづくりを、市民の理解のもと進めていく。

あわせて、屋外広告物の氾濫が景観形成を阻害している一つの要因であることから、「守谷市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物を適正に管理することにより、街並みの良好な環境の保持に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市景観計画」に基づき、建築物を主体とした良好な景観形成の推進、快適な都市環境の創出を図るため、景観計画に示す基準による助言、指導、条例に基づく届出の受付、「守谷市景観審議会」の運営を行う。

市内に存在する多数の屋外広告物の管理を屋外広告物等管理システムにより行い、市内に無秩序に掲出された違反広告物に対して「守谷市屋外広告物条例」及び「守谷市違反広告物是正指導要綱」に基づき市内全域を4区域に分けた3期目の是正指導を実施する。

令和7年度も引き続き、生垣設置補助金の活用により生垣の設置を推進し、良好な都市景観の形成を図る。



屋外広告物是正前



屋外広告物是正後

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	128,884	128,451	433	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	128,884	128,451	433	貸店舗貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並み形成のため、平成21年7月にアワーズもりやを開業させ、「守谷駅前賑わい創出事業」として平成28年度まで行ってきたが、更なる適切な施設管理を行うため、平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空区画への新たなテナントの募集や入居済みテナントへのフォロー、建物の修繕管理を行い、アワーズもりやの適切な管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷駅東口商業街区にある建物について、所有者の三菱HCキャピタル(株)と賃貸借契約(平成21年7月から20年間)を結び、商業施設管理者(大和ハウスリアルティマネジメント(株):17テナント)、医療施設賃貸者((株)エー・ディー・パートナーズ:6テナント)及び駐車場賃貸者(三井不動産リアルティ(株):自動車219台、自転車92台(内バイク3台))に転貸等を行い、商業施設、医療施設及び立体駐車場・駐輪場の適切な管理を行う。



アワーズもりや

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	105,297	82,044	23,253	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	4,048	△ 4,048	
一般財源	105,297	77,996	27,301	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年9月に運行開始した福祉循環バスを平成13年10月からコミュニティバスに形態変更して運行していたが、様々な課題が挙がり、平成20年6月に「守谷市循環バスのあり方等研究会」を設置し、今後のバスのあり方等について検討した。その結果、路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし、連携の強化を目的として平成20年度に「守谷市地域公共交通活性化協議会」を設置し、協議会を主体に公共交通の見直しに取り組み、平成22年度からモコバスを運行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

効率的で利便性の高い「将来にわたって持続可能な公共交通網の形成」を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運転手不足という大きな課題がある中、モコバス及びデマンド乗合交通が安全で快適な移動手段として運行できるよう、守谷市地域公共交通活性化協議会において協議するとともに、適切な運行経費等を負担していく。

また、令和4年度策定の「守谷市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通網の形成を図るため、モコバスの定時停路線運行に限定されない柔軟な運行形態を含めたルートの新編と、デマンド乗合交通のAI配車システムの更新による利用環境の改善や、新たな移動手段について公共交通事業者との協議や守谷市地域公共交通活性化協議会において検討を進める。



モコバス(守谷市コミュニティバス)



守谷市デマンド乗合交通

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,740	12,892	1,848	
国庫支出金	4,913	4,297	616	防災・安全交付金(宅地耐震化推進事業)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,827	8,595	1,232	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成7年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年の新潟中越地震において、大規模に盛土された宅地が滑動崩落現象によって被災したため、国では平成18年に宅地造成等規制法を改正し、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する「宅地耐震化推進事業」を創設した。その後、東日本大震災(H23)等の経緯を踏まえ、大規模盛土造成地マップを作成・公表するなど変動予測調査や予防対策を加速することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

大地震が発生した場合に、大きな被害を生じる恐れがある大規模盛土造成地の位置を把握し公表することで、大規模な地震に備えて、市民の皆様が大規模盛土造成地について関心をもっていただくと共に、お住まいの近くに大規模盛土造成地が存在しているかどうかを知っていただき、防災意識を高めてもらうことを目的としている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度に策定した第二次スクリーニング(ボーリングなどによる詳細調査)計画における優先順位等を参考に選定した箇所において、第二次スクリーニングを実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,679	113	3,566	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,679	113	3,566	

【背景(なぜ始めたのか)】

全国的に少子高齢化等による人口減少により空家等は増加傾向となっている。平成27年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により、次世代への有効な資産として引き継ぐために空家化の予防、空家利活用の促進及び管理不全空家等の解消の施策が必要となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空家等に関する施策を実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護すること及び生活環境の保全と空家等の活用を推進し、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制に向けた周知や適正な管理に関する意識向上、空家バンクによる空家等の流通の促進を行う。更に空家等対策協議会に対し、特定空家等の認定について諮問等を行い、助言や指導、勧告等の必要な措置を進める。

また、所有者不明となっている管理不全空家等に対し、財産管理人制度を活用し裁判所への申立や代執行による解体撤去などを行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,000	2,000	0	
国庫支出金	1,000	1,000	0	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)
県支出金	250	250	0	木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	750	750	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震時にブロック塀等が倒壊することにより、こうした痛ましい事故が発生してしまうおそれがあるほか、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの悪影響が指摘されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険ブロック塀等を無くすことにより、災害時に歩行者等への安全を確保するとともに、道路の通行も確保し避難や救援活動ができるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

危険ブロック塀等の所有者に対し、改修等による安全確保を促進するため、撤去費用に対し補助金(上限20万円)を交付する。



倒壊したブロック塀(参考写真)



危険なブロック塀(参考写真)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,615	3,841	△ 226	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,615	3,841	△ 226	

【背景(なぜ始めたのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」(平成5年施行)の規定、及び「第二次守谷市緑の基本計画」に基づき、緑豊かな生活環境の形成を図り、健康で明るく住みよい市民生活の確保に寄与する。

また、貴重な資源である緑を後世に残すために、保存緑地等の所有者に対して助成を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」の規定に基づき、所有者等の協力を得て保存緑地及び保存樹木を指定することにより、緑豊かな自然環境を形成している緑地等を保全し、地域の美観、風致を維持することができる。

また、愛宕谷津一帯は令和3年10月に策定された「第二次守谷市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定されており、借地することにより恒久的に自然環境を保全していく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保存緑地等について、引き続き、「緑化重点地区における緑地」や「美観、風致を維持するため必要な樹木等」の指定を推進するとともに、指定を受けた所有者に対し、保全と緑化の推進に要する費用の一部を助成する。

・内訳(令和7年度見込)

- ・保存緑地 面積500㎡以上2,000㎡以下：10,000円/年(対象者101人)
面積2,000㎡以上5,000㎡未満：15,000円/年(対象者57人)
面積5,000㎡以上：20,000円/年(対象者35人)

- ・保存樹木 1本当たり：5,000円/年(53本(うち市所有1本は助成対象外))

愛宕谷津一帯の土地賃貸借地状況は、約12ha借地しており、引き続き、借地の交渉を進め借地の拡大を目指す。

(※借地料は、1㎡当たり5円/年で、令和6年度末現在で77人の方と契約している。)



保存緑地と愛宕谷津

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	108,190	372,782	△ 264,592	
国庫支出金	37,708	73,966	△ 36,258	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	63,000	250,000	△ 187,000	新守谷駅周辺土地区画整理事業債
その他	7,482	48,816	△ 41,334	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

新守谷駅周辺は、新守谷駅や国道294号、谷和原ICにも近接しているため、都市計画マスタープランにおいて拡大市街地に位置付けられており、令和2年5月に地権者による土地区画整理組合準備会が設立された。同年12月には、業務代行予定者が決定し市街地整備の検討が進められており、組合施行による新守谷駅周辺土地区画整理事業が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地区画整理事業の施行にあわせ、公共施設を整備することで、秩序のある効率的な整備が可能であり、都市の健全な発展と新市街地の付加価値を高め、市の魅力向上を図れる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新守谷駅周辺土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に併せて整備する新守谷駅周へのアクセス道路、電線類の地中化などの公共施設整備費用の負担を行い、事業が円滑に推進するように支援する。

令和6年度は、地権者等の関係者協議に時間を要し、令和6年度に予定していた事業着手が令和7年度になる見込みとなったため、事業費を精査のうえ、予算を再計上している。

〔都市整備部 建設課 所管〕

08020102 橋梁長寿命化修繕事業

予算書P. 176

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,067	44,940	△ 37,873	
国庫支出金	2,750	8,250	△ 5,500	道路メンテナンス事業補助(橋梁長寿命化)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,317	36,690	△ 32,373	

【背景(なぜ始めたのか)】

今後、老朽化する橋梁等の道路構造物が増大していくことを踏まえ、道路管理者の責任による点検の診断・措置・記録というメンテナンスサイクルを確立することで道路構造物を健全な状態で保つことが求められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策に政策転換を図るとともに、橋梁等の長寿命化並びに修繕等に係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

常磐自動車道をまたぐ橋梁を含む市内63橋について、橋梁長寿命化計画に基づき点検と修繕工事を実施する。

令和7年度の主な内容

- ・橋梁修繕工事(今城橋)

工事箇所 今城橋(市道101号線)



【施工例】修繕工事が完了した後田歩道橋



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	189,232	213,026	△ 23,794	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	189,232	213,026	△ 23,794	

【背景(なぜ始めたのか)】

劣化した道路を計画的に改修し、快適な道路環境や沿道環境を維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

道路の快適性や沿道の騒音・振動対策のため計画的に舗装を改修する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

劣化した道路状況を調査し、舗装を打替える。

令和7年度施工箇所一覧

(単位: 千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道102号線舗装修繕工事 (松前台地内)	20,120	切削オーバーレイ 1/4車線 L=400m、施工幅員W=3.6m/認定幅員25m
②	市道2092号線舗装修繕工事 (松前台地内)	34,200	舗装版破碎、表層工(2層) L=350m、施工幅員W=8m/認定幅員16m
③	市道109号線舗装修繕工事 (立沢地内)	22,130	舗装版破碎、表層工(2層) L=300m、施工幅員W=5.5m/認定幅員11m
④	市道106号線舗装修繕工事 (松並地内)	6,064	部分補修 L=400m、施工幅員W=6m/認定幅員7.2m
⑤	市道4123号線舗装修繕工事 (高野地内)	11,585	舗装版破碎、表層工 L=350m、施工幅員W=4.2m/認定幅員6m
⑥	市道4280号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	8,304	歩道補修 L=300m、施工幅員W=2.5m/認定幅員12m
⑦	市道106号線舗装修繕工事 (本町地内)	14,726	舗装版破碎、表層工 L=250m、施工幅員W=5.8m/認定幅員9m
⑧	市道104号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	32,427	切削オーバーレイ、再生路盤 L=300m、施工幅員W=8m/認定幅員16m
⑨	市道103号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	9,321	切削オーバーレイ(部分補修) L=30m、施工幅員W=8m/認定幅員18m
⑩	市道3481号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	3,130	クラック注入 施工延長 L=1,120m
⑪	市道3516号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	13,352	舗装版破碎、表層工 L=200m、施工幅員W=7m/認定幅員12m
⑫	市道3519号線舗装修繕工事 (みずき野地内)	12,832	歩道部分補修 L=400m、施工幅員W=4m/認定幅員14m

工事箇所①市道102号線(松前台)



工事箇所②市道2092号線(松前台)



工事箇所③市道109号線(立沢)



工事箇所④市道106号線(松並)



工事箇所⑤市道4123号線(高野)



工事箇所⑥市道4280号線(松ヶ丘)



工事箇所⑦市道106号線(本町)



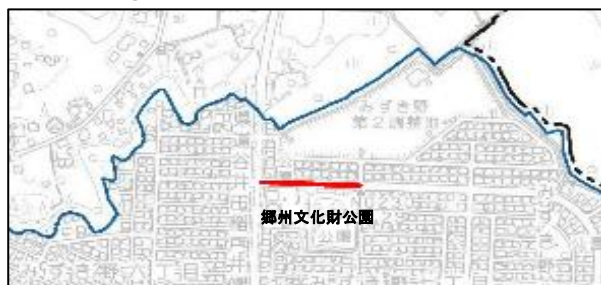
工事箇所⑧市道104号線(みずぎ野)



工事箇所⑨市道103号線(みずぎ野)



工事箇所⑩市道3481号線(みずぎ野)



工事箇所⑪市道3516号線(みずき野)



工事箇所⑫市道3519号線(みずき野)



【施工例】

舗装工事が完了した市道101号線(松前台)

08020201 市道整備改良事業

予算書P. 177

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	542,616	379,926	162,690	
国庫支出金	35,000	0	35,000	ICアクセス道路補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	195,229	164,637	30,592	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	312,387	215,289	97,098	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の拡幅改良整備を求める意見や要望に対応するため(道路排水施設を含む)。

幅員が4m未満の未整備な市道について、緊急車両の円滑な通行と居住環境の向上を図る必要があったため。

また、常磐自動車道守谷SA周辺で新たに計画されている土地区画整理事業や(仮称)守谷市総合公園整備による地域活性化のため、守谷SAから直接乗り降りが可能となるスマートIC設置への期待が高まったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活に密着した道路を拡幅整備することにより、緊急車両を円滑に通過させるとともに、交通の利便性及び居住環境の向上を図る。

スマートICの設置により、新たな企業誘致による地域経済の活性化や物流の効率化、市内の渋滞箇所の回避による観光施設へのアクセス時間の短縮、災害時における周辺自治体との連携強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

幅員が4m未満の市道の拡幅及び道路排水の改善を図るために、用地買収、補償、設計、工事を計画的に実施する。

令和7年度は、道路の拡幅・改良工事3路線、北守谷地区の歩行者専用道路における段差解消工事20か所のほか、スマートICアクセス道路や拡幅整備要望箇所の整備に必要な測量・設計等を行う。

令和7年度施工箇所一覧

(単位：千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道1038号線外 道路改良工事 (板戸井地内)	15,131	道路改良 L=112m、W=4m
②	市道208号線 道路改良工事 (野木崎地内)	26,946	道路改良 L=143m、W=5m
③	市道4226号線外 道路改良工事 (高野地内)	30,561	道路改良 L=111m、W=4m
④	市道2273号線 段差解消工事 (北守谷地区)	11,277	歩道取付部段差解消 N=20箇所

工事箇所①市道1038号線外(板戸井)



工事箇所②市道208号線(野木崎)



工事箇所③市道4226号線外(高野)



工事箇所④市道2273号線(北守谷地区)



【施工例】

道路改良が完了した市道4019号線(大柏)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	497,665	111,271	386,394	
国庫支出金	22,550	1,204	21,346	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	16,000	0	16,000	坂町清水線整備事業債
その他	459,115	110,067	349,048	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅を中心とした環状形の道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

本町地内の国道294号から守谷小学校付近までの整備を進める。

令和7年度は、引き続き用地買収・物件補償を実施し、用地買収が完了した守谷小学校付近の工事を行う。



【施工例】

一部整備が完了した坂町清水線(本町)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,797	17,110	△ 9,313	
国庫支出金	2,750	5,500	△ 2,750	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,047	11,610	△ 6,563	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

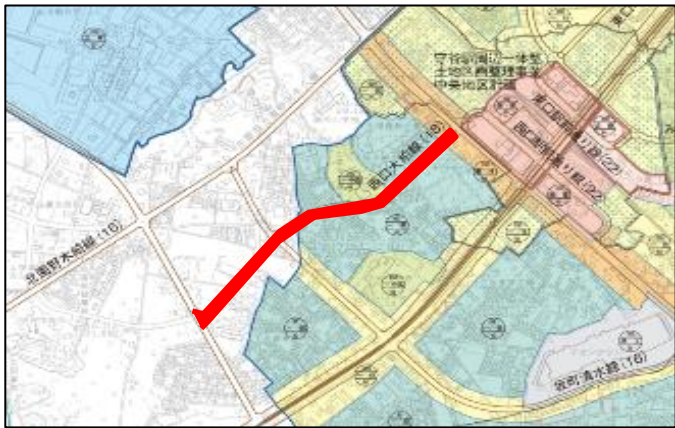
守谷駅周辺へのアクセス向上及び渋滞緩和を図るため、守谷駅と市役所周辺を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年度も引きつづき用地測量を行う。



西口大柏線整備予定箇所

08040404 みずき野大日線整備事業

予算書P. 188

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	80,666	237,400	△ 156,734	
国庫支出金	28,160	44,796	△ 16,636	社会資本整備総合交付金(防災安全)
県支出金	0	0	0	
地方債	20,000	154,000	△ 134,000	みずき野大日線整備事業債
その他	32,506	38,604	△ 6,098	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全性の向上を図るため、守谷駅東側の南北を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

都市計画決定されたみずき野大日線(全延長1,250m 幅員16m)について、平成27年度に守谷駅周辺土地区画整理事業区間から坂町清水線交差点部までの464m区間の事業認可を取得し、物件移転が完了した箇所から工事をを行う。



【施工例】

一部整備が完了したみずき野大日線(本町)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	79,391	18,816	60,575	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	79,391	18,816	60,575	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の適切な維持管理を図るため、道路法により道路台帳の調製、保管及び閲覧に供することが定められているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

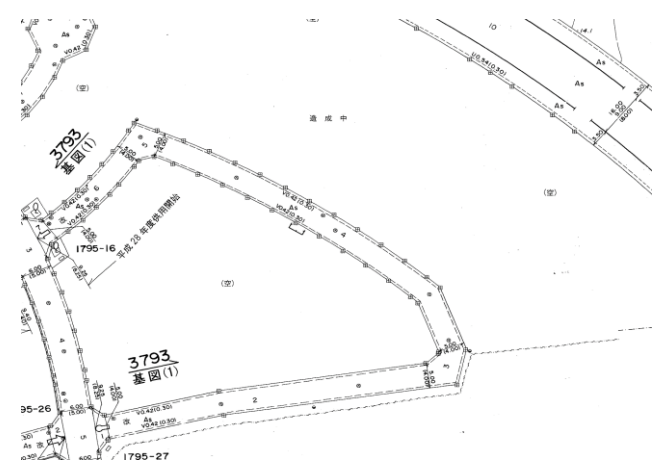
道路台帳及び道路境界確定図書ファイリングシステムの更新により、最新の市道の現況を的確に捉え、維持管理を適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

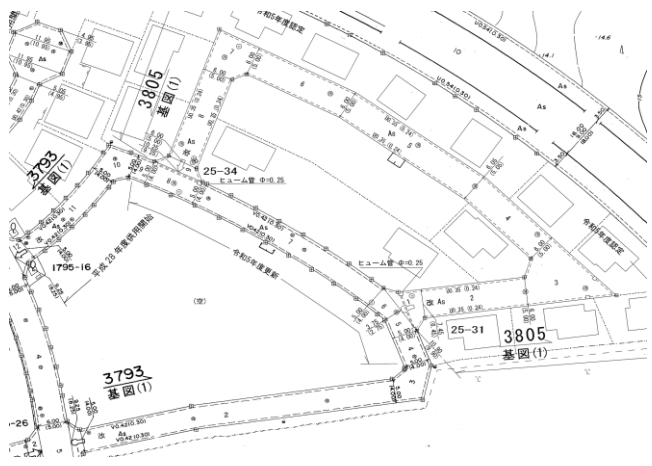
市内全域において、新設改良、拡幅改良、維持補修等を実施した路線の構造、区域、道路施設等、道路管理に必要な事項の道路台帳補正や測量業務のほか、道路照明や道路標識などの道路小規模付属物を適正に管理するための台帳作成、点検業務を行う。

令和7年度の主な業務委託

・道路台帳補正業務	17,610千円
・境界確定図書ファイリングデータ作成・更新業務	4,588千円
・道路照明等現地調査業務	8,822千円
・道路標識点検業務	3,883千円



補正前



補正後

道路台帳図

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	97,244	106,356	△ 9,112	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	36,513	36,381	132	道路等占用料
一般財源	60,731	69,975	△ 9,244	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般交通に支障を及ぼさないように道路の維持及び修繕を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

道路清掃・路肩除草及び道路排水施設の清掃等を行う。また、道路状況が悪化した箇所の補修や道路沿線の除草を行う。

令和7年度の主な業務委託

・排水側溝清掃業務	7,474千円
・清掃土砂処分業務	4,879千円
・市道草刈業務	50,021千円

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,709	9,701	△ 2,992	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,613	3,943	△ 330	交通安全対策特別交付金
一般財源	3,096	5,758	△ 2,662	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の危険箇所等における歩行者や車両の交通事故等の減少を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全施設の新設・維持及び改善を図り、交通の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

交通安全施設工事(ガードレール、車止め、区画線等設置)を実施する。



施工前



施工後

【施工例】区画線の引き直しを実施した市道102号線

08020104 守谷駅自由通路等維持管理事業

予算書P. 176

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	72,308	76,518	△ 4,210	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	72,308	76,518	△ 4,210	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年のつくばエクスプレス開業に合わせ、自由通路等の維持管理を行い、歩行者動線の確保及び利便性向上を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅の自由通路等を維持管理し、利用者が安全で快適に利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自由通路、公衆用トイレの清掃委託、エレベーター、エスカレーターの保守点検委託、昇降機の修繕工事を実施する。

令和7年度の主な内容

- ・自由通路清掃委託 4,219千円
- ・公衆用トイレ清掃委託 4,114千円
- ・昇降機保守点検業務 11,168千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)
- ・自由通路設備修繕工事 45,320千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	53,309	76,102	△ 22,793	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	11,738	△ 11,738	
地方債	0	0	0	
その他	332	332	0	調整池占用料
一般財源	52,977	64,032	△ 11,055	

【背景(なぜ始めたのか)】

開発等により増大する雨水流量を調整し、下流域での洪水による影響を防止するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

調整池及び水路の草刈り、補修工事等の維持管理を適切に行い、調整池機能を維持するとともに、周辺環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

調整池の機能を維持するため、汚泥清掃及び除草を行う。

令和7年度の主な業務委託

- ・ ひがし野プロムナード水路植栽管理委託 4,477千円
- ・ 乙子高野排水路除草業務 3,153千円 (24,180㎡=8,060㎡×3回)
- ・ みずき野第2調整池除草業務 7,393千円 (77,421㎡=25,807㎡×3回)
- ・ もりや工業団地内調整池除草業務 2,629千円 (15,735㎡=5,245㎡×3回)
- ・ ひがし野プロムナード水路除草業務その1 13,655千円 (134,100㎡=44,700㎡×3回)
- ・ ひがし野プロムナード水路除草業務その2 14,832千円 (152,400㎡=50,800㎡×3回)
- ・ 百合ヶ丘二丁目雨水排水路除草業務 843千円 (2,850㎡=950㎡×3回)
- ・ 松並青葉第3調整池(通路・池内)除草業務 627千円 (1,318㎡=850㎡×1回+156㎡×3回)
- ・ 羽中川・五反田川河川堤防除草業務 5,071千円 (28,600㎡=14,300㎡×2回)
- ・ 大柏地内水路草刈業務 79千円 (90㎡=30㎡×3回)



【施工例】プロムナード水路除草
施工中



【施工例】プロムナード水路除草
施工後

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	580,725	555,522	25,203	
国庫支出金	5,660	0	5,660	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	6,938	6,938	0	南北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	9,660	1,699	7,961	せせらぎの小路維持管理委託費
一般財源	558,467	546,885	11,582	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が緑豊かでレクリエーションやスポーツの場として利用することができるようにするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

宅地開発等により整備された公園内の施設や植栽等を適切に維持管理し、市民の憩いの場として、いつでも安心して楽しく利用できるよう維持管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園内の植栽の管理を委託し、維持・管理する。

公園内の施設を適切な状況で利用できるように維持・管理する。

令和7年度の主な業務委託

・1工区(久保ヶ丘地区外)	28,352千円	・2工区(松前台地区外)	38,300千円
・3工区(薬師台地区外)	36,025千円	・4工区(御所ヶ丘地区外)	29,379千円
・5工区(薬師台地区外)	32,673千円	・6工区(松ヶ丘地区外)	35,858千円
・7工区(けやき台地区外)	37,929千円	・8工区(みずき野地区外)	46,428千円
・9工区(美園地区外)	17,691千円	・10工区(ひがし野地区外)	38,109千円
・11工区(百合ヶ丘地区外)	3,229千円	・12工区(松並青葉地区外)	10,240千円
・四季の里公園	64,560千円	・せせらぎの小路	12,342千円



【施工例】

維持管理事業における
公園樹木消毒作業

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,108	5,530	14,578	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	20,108	5,530	14,578	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が、安全・安心に公園施設を利用できるように、公園施設を対象に、平成24年度に守谷市公園施設長寿命化計画を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公園長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の改修を計画的に実施し、市民が安全で快適に利用できるように取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年度の主な事業

- ・立沢公園噴水設備分電盤交換 4,092千円
- ・天の川公園改修詳細設計業務 8,745千円
- ・監視カメラ設置工事(市内18公園) 7,271千円



天の川公園

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,340	12,426	△ 86	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	12,340	12,426	△ 86	

【背景(なぜ始めたのか)】

市と市民のパートナーシップにより協働のまちづくりの推進を図るため、平成14年度に守谷市公園等里親事業実施要綱及び平成17年度に守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民や団体等による年間を通じた公園等の管理及び緑化について協働のまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園等維持管理団体助成事業は、公園等の維持管理を行う参加団体に助成し、年間を通し公園等を良好に管理してもらう。

公園等里親事業は、公園や植樹樹等の里親団体に、花苗や用品及び用具の提供等必要な支援を行い、環境美化や緑化の推進をしてもらう。

- ・公園等維持管理団体：17団体
- ・公園等里親団体：71団体



公園等里親団体による植栽管理

08050101 市営住宅管理事業

予算書P. 188

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,147	12,173	△ 6,026	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,147	12,173	△ 6,026	薬師台市営住宅使用料(現年度分)
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

住宅困窮者に低廉な家賃で住宅の供給をする目的で、昭和60年から建設（昭和63年度に全6棟概成）された市営住宅の良好な住環境を確保するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設（管理戸数66戸）の維持補修、入居者管理（入退去、収入調査など）等を（一財）茨城県住宅管理センターに委託し、省力化を図りながら、適切に市営住宅の維持管理を行う。

市営住宅管理委託 5,287千円

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,886	45,940	△ 1,054	
国庫支出金	22,530	11,970	10,560	地籍調査事業費補助金
県支出金	11,265	5,985	5,280	地籍調査事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,091	27,985	△ 16,894	

【背景(なぜ始めたのか)】

官民境界の明確化及び課税の適正化並びに公平化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果を記録することにより、官民境界の明確化、課税の適正化、公平化が図られる。また、災害時においても迅速に境界を復元することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地の公図、所有者、地番、地目などの一筆調査をし、境界の位置を確定する一筆地測量を行い、地籍図、地籍簿を作成する。その後、閲覧・認証したのち法務局に送付する。

(本町Ⅰ地区) 3年目

・地籍図、地籍簿作成 ・閲覧、承認 ・法務局へ送付

(本町Ⅱ地区) 2年目

・境界現地立会い ・地籍図根三角測量 ・細部図根点測量 ・一筆地測量

(本町Ⅲ地区) 1年目

・一筆地調査

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10010201 学校教育総務事務

予算書P. 194

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	70,133	49,543	20,590	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	14	14	0	学校基本調査
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	70,119	49,529	20,590	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法第5条により、学校の設置者は設置する学校を管理し、学校経費を負担することとされている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童生徒が等しく教育を受けるための基礎的情報管理を行うとともに、学校運営及び教職員の健康保持増進について支援し、安定した教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小中学校が安定して学校運営できるよう、各校に1台配備されている青色パトロール車管理や学校行事（校外学習・プール授業）のための貸切バス手配等のほか、教職員の健康保持のためメンタルヘルス健康調査等を行っている。

令和7年度は、水泳授業民間委託の対象学年を小学校1～4年生に拡大し、児童のより一層の泳力向上と教職員の負担軽減を図っていく。

10010203 小中学校適正配置事業

予算書P. 196

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	127,132	5,276	121,856	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	127,132	0	127,132	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	5,276	△5276	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年以降の全国的な少子化傾向を鑑み、国は、学校設置者に対して地域の実情に応じた学校規模適正化の検討を求めている。このため、本市においても、市内小中学校で発生している児童生徒数の偏在状況と将来的に予測される少子化を見込み、既存校の適正規模での維持を確保するための方針を検討することとした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校間での児童生徒数の偏在状況を是正し、中長期的に市内小中学校が適正規模で推移することを目指す。これにより、市内いずれの学校でも最適な学習環境を子どもたちに提供することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年度決定の過大規模校対策（特定地域選択制度等）を実施し、子どもたちにとってより良い教育環境の確保に努めていく。

併せて、市内児童生徒数推計を継続して行い、小中学校適正配置基本方針に基づいて適正化策が必要と判断された学校について、部会を立ち上げて対応策を検討していく。

【令和7年度】

- ・市立小中学校適正配置基本方針の周知
- ・黒内小学校通学路の安全対策
- ・特定地域選択制度によるスクールバス運行管理
- ・通学区域審議会の開催（市内小中学校状況報告）
- ・黒内小学校適正化策について検討（通学区域審議会・部会）

10020203 小学校就学援助事業

予算書P. 216

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,962	25,791	171	
国庫支出金	2,643	2,661	△ 18	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,319	23,130	189	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、児童の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する児童の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する児童の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、PTA会費、学校病治療のための医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が最低生活費の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学児童学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費の奨励費支給を行う。

10020311 大井沢小学校屋内運動場改修事業

予算書P. 217

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	505,888	22,473	483,415	
国庫支出金	35,046	0	35,046	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	334,000	0	334,000	大井沢小学校屋内運動場改修事業債
その他	136,842	22,473	114,369	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成6年度建築の屋内運動場であり、経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで避難施設としての機能向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度の実施設計を基に、令和8年2月完了を目途として老朽化した屋内運動場の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市薬師台四丁目12番地

構 造 鉄筋コンクリート造

床面積 1135.17㎡

工 期 令和7年7月～令和8年2月（予定）

内 容 屋根・外壁・内壁・床等改修、空調設備新設、トイレ改修、照明LED化



大井沢小学校屋内運動場外観



屋内運動場 屋根劣化状況

10020312 松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業

予算書P. 217

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	487,088	22,473	464,615	
国庫支出金	35,053	0	35,053	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	320,000	0	320,000	松ヶ丘小学校屋内運動場改修事業債
その他	132,035	22,473	109,562	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成5年度建築の屋内運動場であり、経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。また、空調設備の設置を行うことで、避難所としての機能向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度の実施設計を基に、令和8年2月完了を目途として老朽化した屋内運動場の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市松ヶ丘四丁目12番地
 構 造 鉄筋コンクリート造
 床面積 1,158.28㎡
 工 期 令和7年7月～令和8年2月（予定）
 内 容 屋根・外壁・内壁・床等改修、空調設備新設、トイレ改修、照明LED化



松ヶ丘小学校屋内運動場外観



屋内運動場 内壁劣化状況

10020313 松前台小学校校舎改修事業

予算書P. 217

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	32,450	0	32,450	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32,450	0	32,450	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成元年度建築の校舎であり、経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年度は老朽化した校舎の改修工事の実施設計を行い、令和8年度から2か年を掛けて（令和10年3月完了予定）、校舎の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市松前台二丁目16番地
 構 造 鉄筋コンクリート3階建て
 床面積 4,782.58㎡
 工 期 令和8年9月から令和10年3月（予定）
 内 容 屋根・外壁改修、内壁・天井・床更新、空調撤去・再設置、照明LED化等



松前台小学校校舎外観



校舎天井 劣化状況

10030203 中学校就学援助事業

予算書P. 223

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	26,296	24,810	1,486	
国庫支出金	1,547	1,491	56	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	24,749	23,319	1,430	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 要・準要保護児童就学援助費 経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を援助することで、生徒の就学機会を確保する。
- 2 特別支援教育就学奨励費 特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する生徒の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する生徒の保護者に対しては、学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、部活動費、学校給食費、オンライン学習通信費、PTA会費、学校病治療のための医療費の支給を行う。また、校外活動費（スキー合宿）については、実情に応じた額となるよう上限額を上げる。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する生徒の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が最低生活費の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、新入学生徒学用品・通学用品購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費の奨励費支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	915,236	597,967	317,269	
国庫支出金	44,668	34,946	9,722	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	667,000	485,000	182,000	けやき台中学校校舎改修事業債
その他	203,568	78,021	125,547	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成3年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育課環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和8年3月完了を目標に、老朽化した校舎の改修工事を実施する。

【建物の概要】

住 所 守谷市けやき台五丁目21番地1

構 造 鉄筋コンクリート4階建て

床面積 5,282.47㎡

工 期 令和6年9月から令和8年3月(予定)

内 容 屋根・外壁・内壁・天井・床改修、電気設備・機械設備改修・更新等



けやき台中学校校舎外観



校舎内教室 工事状況

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 119

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	366,488	322,062	44,426	
国庫支出金	51,797	69,055	△ 17,258	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	51,797	69,055	△ 17,258	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	52,680	47,321	5,359	児童クラブ入所負担金
一般財源	210,214	136,631	73,583	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭が増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町(現守谷小学校)児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷(現御所ヶ丘小学校)児童クラブ、平成7年に南守谷(現松ヶ丘小学校)児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、安全・安心な居場所を確保し、保育の質の向上に努め、引き続き、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公設児童クラブは、運営業務を民間事業者に委託し、平日の授業終了後から午後7時まで、土曜日、長期休業期間及び学校振替休業日の午前7時30分から午後7時まで、小学校ごとに整備した専用室において運営しており、さらに、同一小学校内で実施する放課後子ども教室と一体型で活動プログラムに参加できる体制を整える。また、黒内小学校の児童数増加に伴う特定地域選択制度や、学校の適正配置計画に対応した公設児童クラブ及び民設児童クラブの支援(部屋)数確保により待機児童ゼロの継続に努め、施設の特徴を生かした児童の預かりサービスを提供する。

1 公設児童クラブ

[運営業務委託先] (株)アンフィニ

[運営委託期間] 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間

2 民設児童クラブ

[運営補助対象] (株)ウェルビー、(社)明岳会・(株)ウェルビー共同事業体、(株)こどもbeing

[補助期間] 令和7年4月1日～令和8年3月31日 1年間



室内遊び(松前台小児童クラブ)



サツマイモの苗植え(郷州小児童クラブ)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,203	6,476	727	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,203	6,476	727	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が行う芸術文化活動の自主性・創造性を尊重し、その活動を促進するとともに、各団体等の相互の連携・協力の機会提供を通して、担い手の育成及び市における総合的な芸術文化振興の推進を目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「守谷市文化協会」に対する補助事業、県主催のアーカスプロジェクトへの参画や守谷市美術作家展の開催を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 守谷市芸術祭

もりりん中央(中央公民館)を主会場に、市文化協会との共催による美術展、若い芽のコンサート、ふれあい茶会、芸能祭を開催する。

2 守谷市美術作家展

市民交流プラザギャラリーを会場に、郷土に根付く美術作家による作品展を開催し、芸術鑑賞の機会を提供する。

3 市文化協会への活動支援

芸術文化活動を通して、市の発展と市民の文化交流に努める市文化協会の活動を支援する。

(守谷市芸術祭のほか、講座・教室、コンサート等開催予定。団体数：74団体、会員数：456名)

4 アーカスプロジェクトへの参画(事務局：県)

もりや学びの里にアーティストを招へいし、負担金を支出することで制作支援を行い、活動発表会(アーティスト・イン・レジデンス)や、市民向けアートイベント(地域プログラム)を開催する。



守谷市芸術祭美術展

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	70,154	69,227	927	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	9,070	7,735	1,335	運動部活動地域連携再構築委託金
地方債	0	0	0	
その他	10,094	1,233	8,861	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	50,990	60,259	△ 9,269	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年3月、国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、地域との連携を含む学校部活動の見直しが言及された。これを受け、県が策定した「部活動の運営方針」をもとに、令和5年1月から休日の中学校部活動地域移行の実証事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国(スポーツ庁・文化庁)が示す令和5年度から令和7年度の改革推進期間内を目途に、教職員の働き方改革を推進するとともに、子どもたちがスポーツ・文化等、一人ひとりのニーズや志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安全・安心に活動できる環境づくりを進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

全中学校における休日の部活動の管理・運営を一般社団法人守谷市スポーツ協会に委託し、30部活動を目安に主たる指導者となり得る地域人材を配置するとともに、地域移行が可能な一部の競技・種目については地域クラブの結成を支援し、地域展開を促進するほか、受益者負担の検討や各種支援制度の策定等を含めて、生徒がより充実した活動ができる環境づくりを進める。



民間クラブとの連携によるテニス特別教室



指導者研修(AEDを用いた心肺蘇生法)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	56,298	54,042	2,256	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	21,592	14,540	7,052	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	5,816	6,920	△ 1,104	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	28,890	32,582	△ 3,692	

【背景(なぜ始めたのか)】

子どもたちに関わる重大事件の発生等の青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の方々の協力を得て、平成19年度から小学校の教

室等を活用して子どもたちが安心して活動できる居場所を提供している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校の施設を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちに安全な放課後の活動場所を提供する。子どもたちの自主的な活動（学習・遊び等）を通して、幅広い世代との関係を構築し、豊かな放課後の環境づくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運營業務を民間事業者へ委託して児童クラブと一体型の運営を行う。小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用し、プランマネージャーを中心に、放課後子ども教室支援員及び地域ボランティアが連携して学習や体験・交流活動等の場を提供する。

また、学校・地域等の支援により、スポーツ・文化活動、学習支援をはじめとする継続的な学びの提供や、朝の校庭・体育館の開放など、新たなプログラムの創設を検討する。

〔運營業務委託先〕 (株) アンフィニ

〔運営委託期間〕 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間

10040202 文化財保護事業

予算書P. 234

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,182	16,884	△ 8,702	
国庫支出金	3,209	4,723	△ 1,514	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,313	10,130	△ 6,817	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	1,660	2,031	△ 371	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法の規定により、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

文化財保護審議会の答申に基づき、市内の文化財調査に取り組み、特に価値の高いものについては、指定や記録保存等の措置を講ずる。

市指定史跡や天然記念物については、保護・保存・維持管理を行うとともに、埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で土木工事が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。

また、新たに「守谷市デジタルミュージアム」に加わったキッズページの利活用を促進し、子どもたちに、郷土の歴史・文化に触れる機会を提供する。



無形民俗文化財「八坂神社祇園祭」



史跡「守谷城址」と周辺地域

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	155,459	147,075	8,384	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	592	364	228	公民館貸付料
一般財源	154,867	146,711	8,156	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーション及び生涯学習の場を提供するため、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者による管理運営により、市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

新たな指定管理者と連携しながら、利用者や地域住民との関わりを大切にし、意見や考えをしっかりと取り入れ、地域性を生かした事業展開をしていくことにより、生涯学習とコミュニティの拠点に相応しい施設運営に努める。

指定管理者による施設の管理運営を行い、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを確認するための月次報告に加え、現地調査、管理運営状況の評価等を行うモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

引き続き、公共施設予約システムの利用を促進し、使用者の利便性向上を図る。

[指定管理者] 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

[指定期間] 令和7年4月1日～令和17年3月31日 10年間

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	427,873	276,995	150,878	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	378,000	248,000	130,000	北守谷公民館改修事業債
その他	49,873	28,995	20,878	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

北守谷公民館は平成11年に建築され、地域に充実した生涯学習の場を提供してきたが、建築後25年が経過し、施設・設備の経年劣化や機能低下が著しいため、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から概ね1年間のスケジュールで改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

使用者が安全に安心して使用できるよう施設・設備の改修工事を実施し、快適な学習活動や趣味活動等の場を

提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年10月のリニューアルオープンに向けて、公民館個別施設計画に基づき、大規模改修工事を進め、施設・設備の機能向上及び指定避難所の機能を有した安全・安心で持続可能な環境を整備する。

〔主な工事(予定)〕

エレベーター交換、建物外部(屋根・外壁等)改修、内装全般仕上、トイレ改修、照明器具更新、ホール照明・音響設備更新、給排水設備・消防設備・受水槽設備改修、空調設備(一部GHP)更新等

10050104 市スポーツ協会補助事業

予算書P. 244

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,000	20,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	20,000	20,000	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」に対する補助事業として開始した。

※令和3年4月、法人化により「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に組織変更

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動する市スポーツ協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベント等の業務委託、事業協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

組織体制及び事業実施体制の整備のため、引き続き、市から事務局職員を派遣する。協会が雇用する事務局職員と連携・協力を図り、収益事業による安定した自主財源の確保や、市のスポーツ団体の総括として運営基盤の強化を目指し、協会の自立を促進する。

中学校部活動地域移行に関する業務を監督するとともに、スポーツ振興の核となる人材育成に期待し、総合型地域スポーツクラブの創設を検討・促進する。また、市スポーツ協会が主催する各種スポーツ大会、技術講習会等の活動を推進し、市民がスポーツ活動に参加することにより、体力の向上及び健康増進を図るとともに、市スポーツ協会及び加盟団体の組織強化を支援する。

〔部会数〕22部会(令和7年1月現在)

〔事務局職員体制〕事務局長1名(市派遣)、他職員4名(専従)

10050105 市スポーツ少年団補助事業

予算書P. 244

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,192	4,323	△ 131	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,192	4,323	△ 131	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを教えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付することで、スポーツ少年団が部会単位で開催する各種スポーツ大会、技術講習会等の運営費及び守谷市の代表として出場する全国大会等遠征費を助成する。

また、市内及び近隣自治体スポーツ少年団との交流会を実施することで、単位団相互の交流を深め、親睦を図るとともに、子どもたちの体力、精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養う。

[スポーツ少年団数] 21単位団 (令和7年1月現在)



令和6年度全国大会出場チーム 左:松ヶ丘エース(ソフトボール) 右:守谷クラブ(ハンドボール)

10050107 スポーツによる地域活性化推進事業

予算書P. 244

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,680	4,422	△ 742	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	140	90	50	各種スポーツ事業参加費
一般財源	3,540	4,332	△ 792	

【背景(なぜ始めたのか)】

国(スポーツ庁)が推進するスポーツによる地域活性化施策と連携し、市民生活の質の向上や健康増進、さらに、地域の特色を活用した交流の創出を狙う取組を充実させることを目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着化の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 各種スポーツ大会

参加者相互の交流と親睦を図る機会を提供するため、市スポーツ協会への委託により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会及び卓球大会を開催する。

また、2019年茨城国体を記念し、常総市・坂東市と共催で、茨城県中学校ハンドボール大会を開催する。

2 スポーツ教室・交流体験

幼少期の子どもたちに必要な動作や技能、コミュニケーション能力を育むため、親子で参加できる児童向け

遊びプログラムを提供する。

また、スポーツの基本となる正しい体の使い方を学ばせたいという保護者のニーズと、子どもの体力や身体機能低下を改善するため、専門的な知識を有する指導者による走り方教室や、投げ方教室などを開催する。



投げ方教室



児童向け遊びプログラム

10050108 守谷ハーフマラソン開催補助事業

予算書P. 245

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,000	8,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	5,120	△ 5,120	
一般財源	8,000	2,880	5,120	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々に健康増進をもたらすとともに、全国から訪れるランナーや関係者等に守谷市の素晴らしさをPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加しており、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市・市教育委員会・市スポーツ協会・茨城陸上競技協会が主催し、関係団体で構成する実行委員会が大会を主管することで、市補助金、参加費、企業協賛等の財源に加えて、民間助成金の活用により開催する。

日本陸上競技連盟公認コースで、茨城陸上競技協会の公認大会となっているハーフマラソンのほか、5km及び小中学生対象の1マイルレースの種目を設定し、ランナーが健脚を競い合う。

運営係員は約800名で、市スポーツ協会会員をはじめ、多くの市民ボランティアの協力を得ている。引き続き、全国から訪れるランナーへのおもてなしの意識を市全体に定着させ、ソフト面でより充実した大会となるよう取り組む。

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010276 小学校教科担任給与関係経費

予算書P. 199

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	120,668	114,961	5,707	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	120,668	114,961	5,707	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内小学校高学年の児童を対象に、市独自に任用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより、授業の質を向上させ、児童の学習意欲を高める。併せて、小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 専門性を有する教職員が指導することにより、各教科等で主体的・対話的に深い学びを実現できる。
- 2 教科担任制を導入することで、学級担任が空き時間を利用して、教材研究等を深く行うことができる。
- 3 専門性を有する教職員を市が任命させることで、教員不足という課題を回避できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小学校に、理科、音楽、図画工作の専門性を有する教職員(市費負担教職員)を配置する。

業務内容 指導教科の学習指導、市が重点的に取り組む研究及び研修活動

任用条件 担当する教科に関する専門性や指導経験があること

小学校教員免許または指導教科の中・高等学校教員免許を有すること

任用人数 理科9名、音楽4名、図画工作4名 計17名



教科担任による授業風景

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,369	6,469	900	
国庫支出金	954	1,845	△ 891	教育支援体制整備事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,415	4,624	1,791	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がいのある幼児、児童生徒の教育的ニーズを把握し、個に応じた教育支援の提供及び情報提供をするため、教育支援委員会を設置した。

また、令和5年度から、医療的ケアの必要な児童が安心して学校生活を送れるよう「学校看護師」を配置している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じた教育支援や合理的配慮を行うことで、障がいのある児童等がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童へ適切な支援が行えるように、以下のことに取り組む。

- ・教育支援委員会の開催（年6回 8月、9月、10月、11月(2回)、12月）
- ・全小中学校への訪問（年間各校1回以上）
- ・こども療育教室、守谷市総合教育支援センターとの定期的な情報交換（年間5回）
- ・保健センター、児童福祉課、社会福祉課との連携（随時）
- ・保幼小中高一貫教育の推進（2回以上）
- ・医療的ケアの必要な児童のために「学校看護師」を配置し、児童の学校生活を支えるケアを行う。
- ・特別支援教育ソフトの運用（全13校）

個別の指導計画及び個別の教育支援計画を客観的な事実に基づき作成し、個に応じた支援を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	121,275	110,712	10,563	
国庫支出金	2,678	0	2,678	新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	21,794	16,723	5,071	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	96,803	93,989	2,814	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し、国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣が開始された。本市では平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置した。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5、6年生で外国語活動が必修化された。本市では、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指す。小学校では、1年生から英語に係るすべての授業にALTが参加し、英語に親しむ児童を育成する。小学校高学年では、オンライン英会話を行うことで、英語を話すことが楽しいと感じる児童を育成する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動において、ALTを積極的に活用するとともに、オンライン英会話を通じて総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小中学校の継続性を重視した外国語教育及び国際教育を推進するため、市内小中学校に19人のALTを配置するとともに、引き続き小学校高学年から英語の授業に、オンライン英会話を取り入れる。

令和7年度からは、最先端のAIによる英語スピーキングテストを導入し、外国語教育に係る成果の把握及びフィードバックをととした授業改善を図る。

- ・小学校では、1、2年生の英語活動、3、4年生の外国語活動が必修化され、授業時数も増加。5、6年生の外国語科の全ての授業にALTが参加し児童とコミュニケーションを図る。
- ・中学校では、生徒一人ひとりの言語活動を充実させるため、全中学校にALTを2人ずつ配置する。
- ・授業以外にも、ALTと給食を一緒に食べたり、休み時間等を共に過ごしたりすることで国際教育の充実を図る。
- ・学校休業日に英語に親しむ機会を提供し、児童生徒の学習意欲の向上を図る。
- ・オンライン英会話の回数：小学5、6年 各3回、中学1年、2年、3年 各4回
- ・英語スピーキングテストの回数：小学6年 各2回、中学2年 各2回（令和7年度から実施）



オンライン英会話の様子

10010306 学習支援ティーチャー等配置事業

予算書P. 202

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	73,751	67,113	6,638	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	73,751	67,113	6,638	

【背景(なぜ始めたのか)】

学習支援ティーチャーは、学校生活への不適応問題を解消するため、平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度から「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため、チームティーチング（担当教職員と学習支援ティーチャー）による指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校1、2年生の学級数に応じて、週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し、複数の教員で学習指導や生活指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために、語学指導協力員を配置し、日本語指導を行う。

10010309 総合教育支援センター事業

予算書P. 203

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	105,880	75,424	30,456	
国庫支出金	5,381	143	5,238	校内教育支援センター支援員配置事業補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	57,571	32,096	25,475	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	42,928	43,185	△ 257	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題（不登校、いじめ、発達障がい等）に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年4月、もりや学びの里に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制の再編成により、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめ、その他、生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長1人、検査員3人、相談員11人、スクールソーシャルワーカー4人、校内フリースペース支援員13人を配置し、次の支援を行う。

- 1 いじめに係る相談やいじめ防止等の対策に関すること。
- 2 家庭訪問、学校訪問によるいじめや不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

令和6年度から各中学校区に1人ずつ（計4人）のスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う。

また、令和7年度からは、市内全13校に「校内フリースペース」を設置し、支援員を配置することで、不登校や学級で生活することが難しい児童生徒の支援を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	928	1,591	△ 663	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	928	1,591	△ 663	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年9月から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する小学校高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員6人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。(令和6年度:36回、令和7年度:19回予定)

1 国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習(宿題等)の支援

2 学習方法に関する相談、児童の学習習慣の定着の促進

期間 5月から翌年3月までの土曜日(長期休業期間、祝日、年末年始は除く)

時間 午前9時から正午まで

場所 守谷中学校地域交流スペース

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	152,491	140,811	11,680	
国庫支出金	2,782	2,242	3,540	ネットワークアセスメント実施促進補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	146,709	138,569	8,140	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、児童がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、児童一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を上げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、児童1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な児童を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	286,351	72,873	213,478	
国庫支出金	2,773	1,128	1,645	ネットワークアセスメント実施促進補助金、 新しい地方経済・生活環境創生交付金
県支出金	126,500	0	126,500	公立学校情報機器整備費補助金
地方債	0	0	0	
その他	87,481	0	87,481	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	69,597	71,745	△ 2,148	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、生徒がパソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒一人ひとりの学習意欲を高め、思考を深め表現力を広げるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

GIGAスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、生徒1人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な生徒を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒1人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。

令和7年度は、国の方針により、生徒1人1台のコンピュータを更新するため、教員用コンピュータ及び予備を含め約2,300台の整備を行う。

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010404 給食提供事業

予算書P. 209

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	704,406	651,767	52,639	
国庫支出金	39,413	0	39,413	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	315,438	320,017	△ 4,579	学校給食費
一般財源	349,555	331,750	17,805	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年5月から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

献立の作成や食材の調達、調理、配送を行う（調理及び配送は、民間事業者へ業務委託している）。学校給食については、調理場内を国の衛生基準に基づいた安心・安全な給食を提供するための環境を維持しつつ、子どもたちに栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、引き続き物価高騰による給食費の値上げ分の公費負担を行う。

また、食育や地産地消を推進するため、地場産物を学校給食に積極的に活用し、児童生徒が地域の自然や農業など地域への理解を深めていただけるよう、学校給食を通して考える機会の提供に努める。

学校給食における食物アレルギー対応食としては、令和6年度現在実施している卵・乳を含む主食、料理の代替食の提供に加え、令和7年度から小麦を含む主食のみ、代替食（ごはん）を提供する。



▲調理中の様子



▲茨城・守谷を食べようメニュー

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 238

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	112,648	129,410	△ 16,762	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	81	291	△ 210	図書等購入紹介料
一般財源	112,567	129,119	△ 16,552	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年度に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。

また、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、ADEAC (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。

インターネット環境から利用できる電子資料やデジタルアーカイブ



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,350	35,938	4,412	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	33,670	29,258	4,412	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20・21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施している学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

読書センターとしての機能を充実させるため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。

学習センターとしての機能を充実させるため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク等により授業支援を行う。

情報センターとしての機能を充実させるため、図書館とのネットワークを活用し、電子図書や情報の利活用を促進する取組を実施する。

学校図書館担当職員及び統括学校司書が、学校司書の業務を支援するとともに、研修を実施し専門性を向上させる。

学校図書館における児童生徒用図書は、司書教諭とともに学校司書等が選定を行う。また、予算については充足率を考慮し、各学校へ配分する。



ブックトーク(※1)



中学生POPコンテスト(※2)



ぽけっと図書館(※3)

(※1)授業の単元に沿って本の紹介を行うもの。

(※2)他人にすすめたい本、自分の好きな本について「POP」の形態で表現した作品を中学生から募集し、本への理解と親しみを深めてもらうとともに、中学生の図書館利用の促進と読書意欲の向上を図る。

(※3)タブレット用学校図書館検索システム。子どもたちの図書検索から学校図書館を使った調べる学習、授業での活用をサポートする。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	729,749	38,510	691,239	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	511,000	0	511,000	中央図書館大規模改修事業債
その他	218,749	38,510	180,239	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

建築から概ね30年が経過し、施設の経年劣化や機能低下が著しいことから、個別計画に基づき、令和7年度から大規模改修工事に着手する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

老朽化した施設・設備の更新に加え、利用者ニーズを十分に反映した新たな空間・機能を備えた快適で魅力ある図書館への転換を図り、施設全体の機能等の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和6年度策定した基本設計・実施設計をもとに、令和7年度から8年度にかけて大規模改修工事を実施する。



R6年度ワークショップの様子



リニューアル後の図書館イメージ図